

邑楽町

子ども・子育て支援事業計画

～子ども・親・地域が育つ邑楽町～

平成 27 年3月

邑 楽 町

はじめに

現在、わが国では出生率の低下に伴い依然として少子化が進行しています。

少子化による人口構造の変化は、社会経済システムにも深く関係する問題であり、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てがしやすい社会となるよう、国や地域を挙げて子育て支援の新しい仕組みを構築することが求められています。



このような状況を踏まえ、国では質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。

本町においても、平成17年度以降「邑楽町次世代育成支援行動計画」により次世代育成への取り組みを進めてきましたが、このたびの子ども・子育て支援新制度の施行に当たり教育、保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定めた「子ども・子育て支援法」に基づき、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子どもが育つ・親が育つ・地域が育つ邑楽町」を基本理念に、子ども・子育て関連施策の一層の充実・強化を図り、「子育てするなら邑楽町」と感じられる町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、計画の実現に向け、引き続きご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり活発な審議をいただきました邑楽町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係施設・機関の皆様、ニーズ調査等で貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月

邑楽町長 金子 正一

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 邑楽町の現状.....	3
1. 人口・世帯等.....	3
(1) 人口と世帯の推移（国勢調査）.....	3
(2) 人口と世帯の推移（住民基本台帳）.....	4
(3) 年齢3区分別人口の推移（国勢調査）.....	5
(4) 年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）.....	6
(5) 児童数の推移.....	7
2. 出生数等.....	8
(1) 出生数と出生率の推移.....	8
(2) 合計特殊出生率の推移.....	8
3. 婚姻・離婚等.....	9
(1) 婚姻率の推移.....	9
(2) 離婚率の推移.....	9
4. 子育て環境の状況.....	10
(1) 小学校児童数・学級数の推移.....	10
(2) 中学校生徒数・学級数の推移.....	11
(3) 保育園の状況.....	12
(4) 幼稚園の状況.....	13
(5) 学童保育の状況.....	14
(5) 母子保健事業の状況.....	15
(6) 予防接種の状況.....	16
5. 将来人口の推計.....	17
(1) 人口と年齢3区分別人口の推計.....	17
6. アンケート調査の概要.....	19
(1) 調査の概要.....	19
(2) 調査結果の概要.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1. 基本理念.....	29
2. 基本的視点.....	30
3. 基本目標.....	32
4. 施策体系.....	35
第4章 子ども・子育て環境の整備.....	37
1. 子ども・子育て支援事業計画とは.....	37

2.	教育・保育の提供区域の設定.....	38
3.	幼児期の学校教育・保育.....	39
4.	地域子ども・子育て支援事業.....	42
5.	放課後の活動支援（放課後子ども総合プラン）.....	48
第5章	施策の展開.....	49
基本目標1	地域における子育て支援.....	49
基本施策①	：地域における子育て支援サービスの充実.....	49
基本施策②	：保育サービスの充実.....	50
基本施策③	：子育て支援のネットワークづくり.....	51
基本施策④	：児童の健全育成.....	52
基本施策⑤	：子育て家庭に対する経済的支援.....	53
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進.....	54
基本施策①	：子どもや母親の健康の確保.....	54
基本施策②	：「食育」の推進.....	55
基本施策③	：子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実.....	56
基本施策④	：小児医療の充実.....	57
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	58
基本施策①	：次代の親の育成.....	58
基本施策②	：子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	59
基本施策③	：家庭や地域の教育力の向上.....	60
基本施策④	：子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	60
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備.....	61
基本施策①	：良質な住宅及び居住環境の整備.....	61
基本施策②	：安全な道路交通環境の整備.....	61
基本施策③	：安心して外出できる環境の整備.....	61
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	62
基本施策①	：仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し.....	62
基本施策②	：仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	62
基本目標6	子どもの安全の確保.....	63
基本施策①	：子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	63
基本施策②	：子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	63
基本目標7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	64
基本施策①	：児童虐待防止対策の充実.....	64
基本施策②	：母子家庭等の自立支援の推進.....	64
基本施策③	：障がい児施策の充実.....	65
第6章	計画の推進体制.....	67
1.	推進体制の整備.....	67
(1)	計画の推進と進行管理.....	67
(2)	関係機関との連携.....	67
(3)	計画の見直し.....	67

(4) PDCAサイクルの構築.....	67
2. 町民との協働.....	68
(1) 町民・諸団体との協働体制の推進.....	68
(2) 計画の内容と実施状況の公表.....	68
第7章 資料編.....	69
1. 邑楽町子ども・子育て会議条例.....	69
2. 邑楽町子ども・子育て会議委員名簿.....	71
3. 子ども・子育て会議開催の経緯.....	72

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

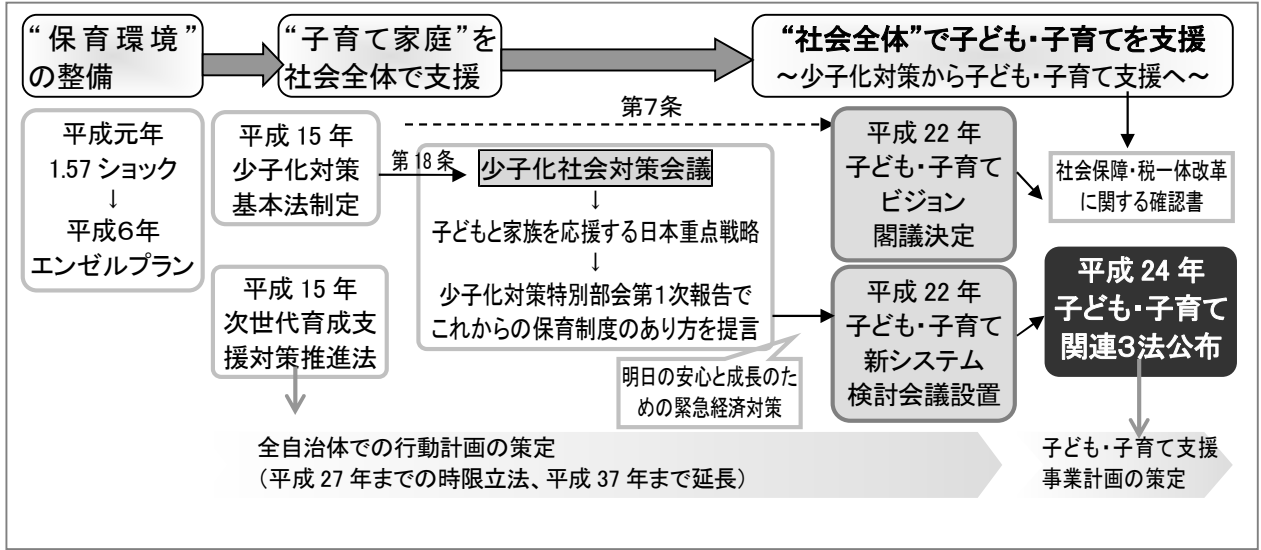
邑楽町では、平成 22 年 3 月に「邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町」を基本理念に、次代を担う子どもたちが豊かな自然の中で心身ともに健やかに成長できるよう、地域、事業所、行政が一体となって、子どもたちを応援していくことを目指し、子育て支援体制の構築に取り組んできました。

国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかしながら、このような取り組みにも関わらず、依然として具体的な子ども・子育て支援の施策が不足している状況に変わりはなく、少子化は進行しています。そこで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような状況を踏まえ、邑楽町においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となりました。そこで、「邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画）」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、「邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画）」によるこれまでの取組の成果と未達成課題を引き継ぎ、新たな計画として子どもを中心に位置づけ、子育て家庭と教育・保育の現場の実態に即した「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。なお、今後は、この計画に基づき、子ども・子育て支援の具体的な施策が実施されるよう推進していくこととなります。

■ 国の基本的な流れ



2. 計画の位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づいて策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方などを継承し、発展させるものです。

さらに、本計画は、上位計画である「邑楽町第五次総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
					邑楽町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)				
邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画） (平成22年度～平成26年度)									
邑楽町第五次総合計画 (平成18年度～平成27年度)						邑楽町第六次総合計画 (平成28年度～平成37年度)			

第2章 邑楽町の現状

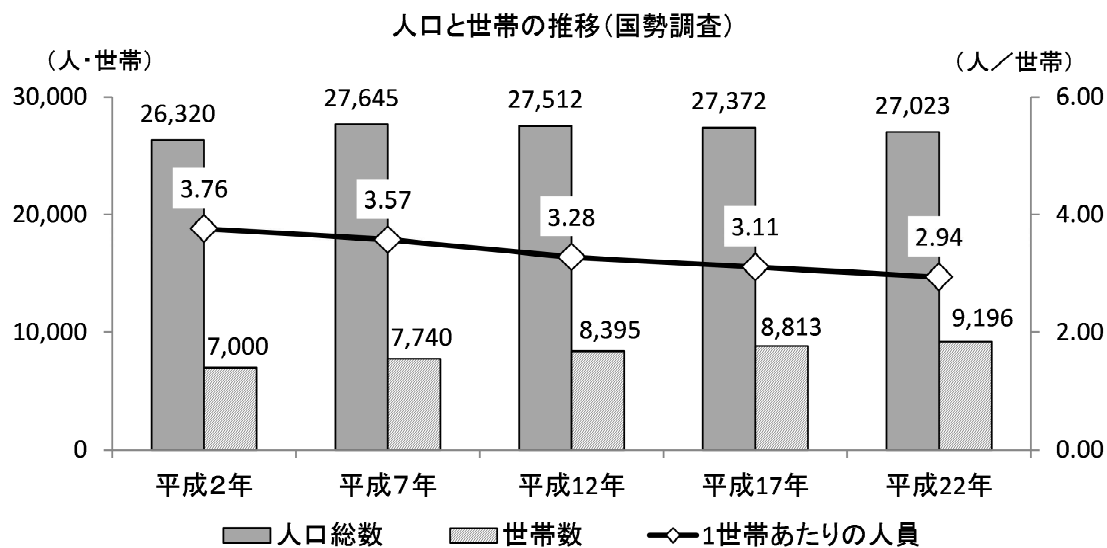
1. 人口・世帯等

(1)人口と世帯の推移(国勢調査)

本町の人口は、国勢調査で見ると、平成22年が27,023人となっており、平成7年に増加し、その後は減少傾向にあり、平成7年と比べると622人減少しています。

世帯数は、平成22年が9,196世帯となっており、平成2年より増加傾向にあり、平成2年と比べると2,196世帯増加しています。

1世帯あたりの人員数は、平成22年が2.94人となっており、平成2年より減少傾向にあり、平成2年と比べると0.82人減少しています。



[資料分析]

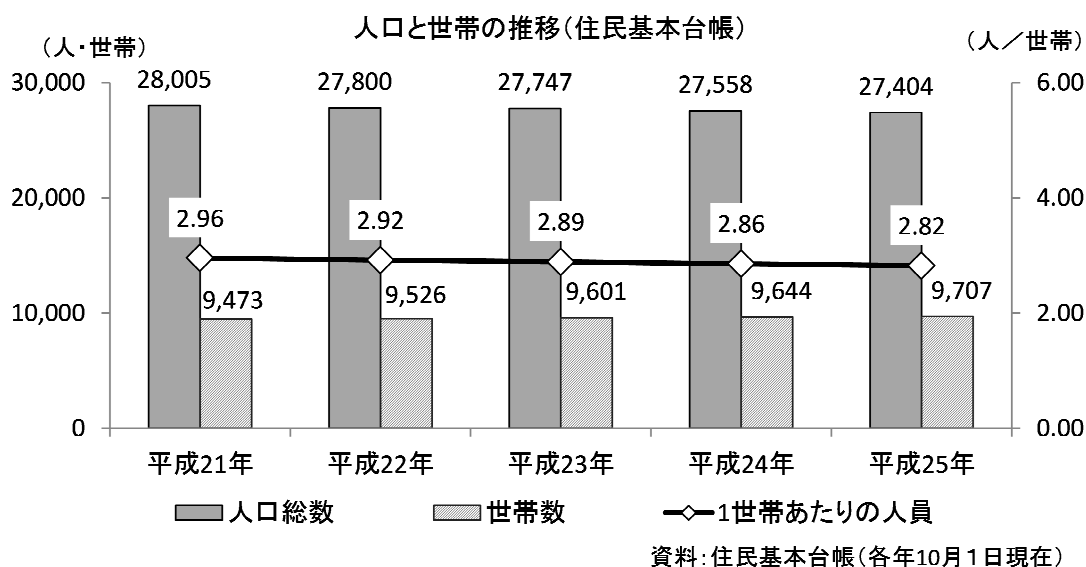
- ①人口：622人/15年＝約41人/年のペースで減少傾向にあります。
- ②世帯：2,196世帯/20年＝約110世帯/年のペースで増加傾向にあります。
- ③1世帯あたりの人員数は、0.82人/20年のペースで減少傾向にあります。

(2)人口と世帯の推移(住民基本台帳)

本町の人口は、住民基本台帳でみると、平成25年が27,404人となっており、平成21年より減少傾向にあり、平成21年と比べると601人減少しています。

世帯数は、平成25年が9,707世帯となっており、平成21年より増加傾向にあり、平成21年と比べると234世帯増加しています。

1世帯あたりの人員数は、平成25年が2.82人となっており、平成21年より減少傾向にあり、平成21年と比べると0.14人減少しています。



[資料分析]

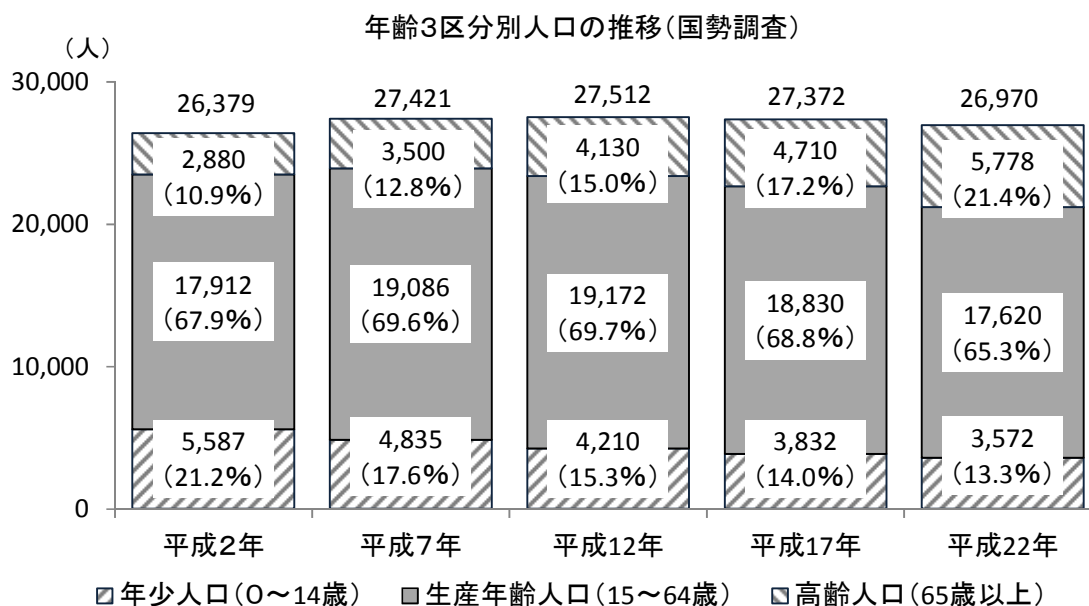
- ①人口：601人/4年＝約150人/年のペースで減少傾向にあります。
 ※(1)国勢調査資料(20年間の長期的視点)と(2)住民基本台帳資料(5年間の短期的視点)を比較すると、人口の減少ペースが直近ほど大きいことが伺えます。
- ②世帯：234世帯/4年＝約59世帯/年のペースで増加傾向にあります。
 ※(1)国勢調査資料と(2)住民基本台帳資料を比較すると、世帯数の増加ペースが直近ほど小さくなってきていることが伺えます。
- ③1世帯あたりの人員数は、0.14人/4年のペースで減少傾向にあります。

(3)年齢3区分別人口の推移(国勢調査)

年齢3区分別人口は、国勢調査みると、年少人口（0～14歳）では、平成22年が3,572人、割合は13.3%となっており、平成2年より減少傾向にあり、平成2年と比べると2,015人、割合で7.9%減少しています。

生産年齢人口（15～64歳）では、平成22年が17,620人、割合は65.3%となっており、平成7年は増加し、平成7年より減少傾向にあり、平成7年と比べると1,466人、割合で4.3%減少しています。

高齢人口（65歳以上）では、平成22年が5,778人、割合は21.4%となっており、平成2年より増加傾向にあり、平成2年と比べると2,898人、割合で10.5%増加しています。

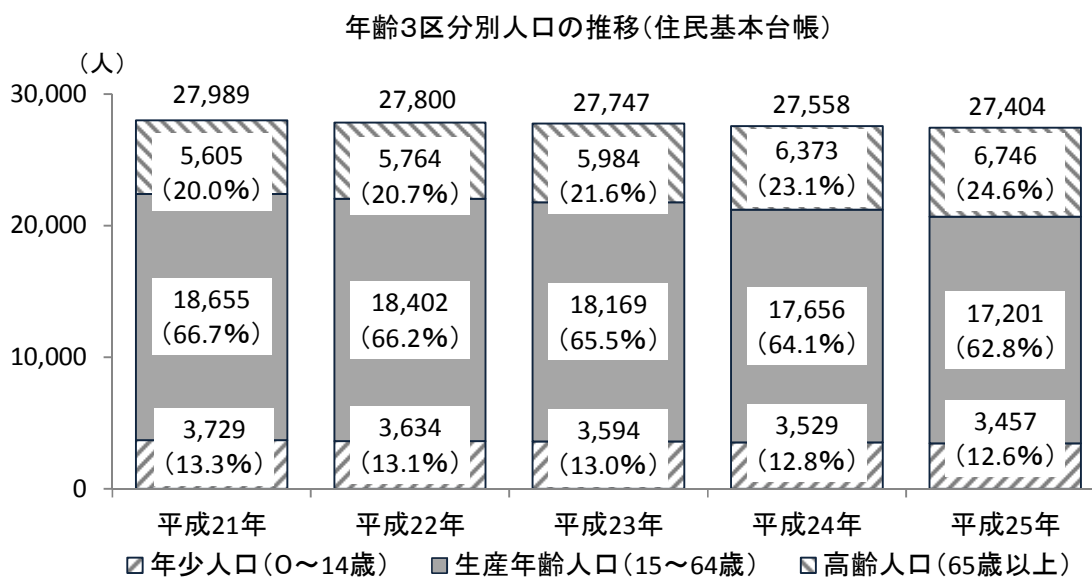


(4)年齢3区分別人口の推移(住民基本台帳)

年齢3区分別人口は、住民基本台帳でみると、年少人口（0～14歳）では、平成25年が3,457人、割合は12.6%となっており、平成21年より減少傾向にあり、平成21年と比べると272人、割合で0.7%減少しています。

生産年齢人口（15～64歳）では、平成25年が17,201人、割合は62.8%となっており、平成21年より減少傾向にあり、平成21年と比べると1,454人、割合で3.9%減少しています。

高齢人口（65歳以上）では、平成25年が6,746人、割合は24.6%となっており、平成21年より増加傾向にあり、平成21年と比べると1,141人、割合で4.6%増加しています。



(5)児童数の推移

住民基本台帳によると、0～11歳の児童数は、平成25年が2,685人となっており、減少傾向にあり、平成21年と比べると245人減少しています。

0～5歳の児童数は、平成25年が1,163人となっており、減少傾向にあり、平成21年と比べると182人減少しています。

6～11歳の児童数は、平成25年が1,522人となっており、減少傾向にあり、平成21年と比べると63人減少しています。

児童数の推移（各年4月1日現在）（人）

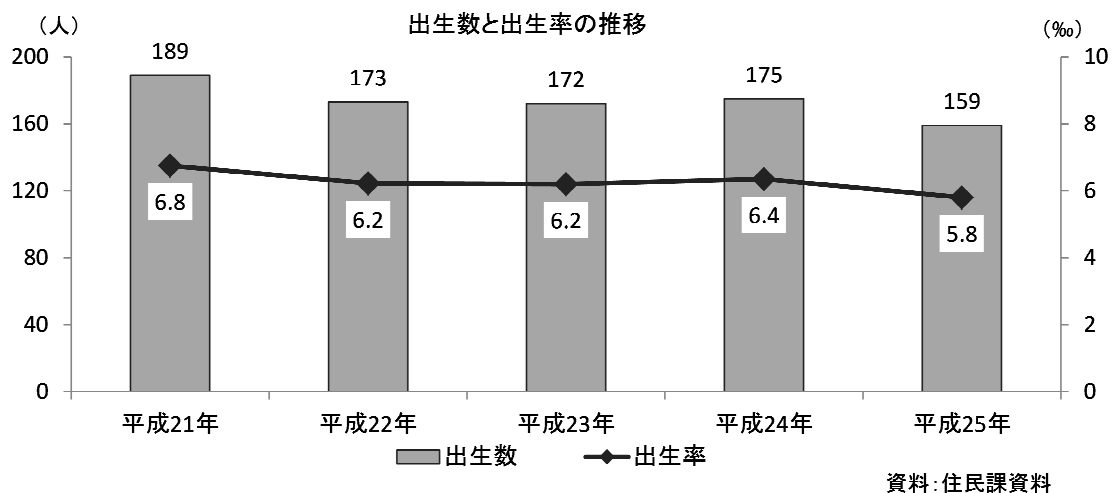
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳	184	160	171	175	166
1歳	207	189	176	177	181
2歳	249	207	190	184	192
3歳	221	250	220	193	196
4歳	237	221	259	227	201
5歳	247	239	221	256	227
6歳	265	249	245	226	255
7歳	274	264	256	250	224
8歳	259	276	268	257	249
9歳	245	262	278	266	258
10歳	268	246	259	276	263
11歳	274	268	248	258	273
0～5歳	1,345	1,266	1,237	1,212	1,163
6～11歳	1,585	1,565	1,554	1,533	1,522
合計	2,930	2,831	2,791	2,745	2,685

資料：住民基本台帳

2. 出生数等

(1) 出生数と出生率の推移

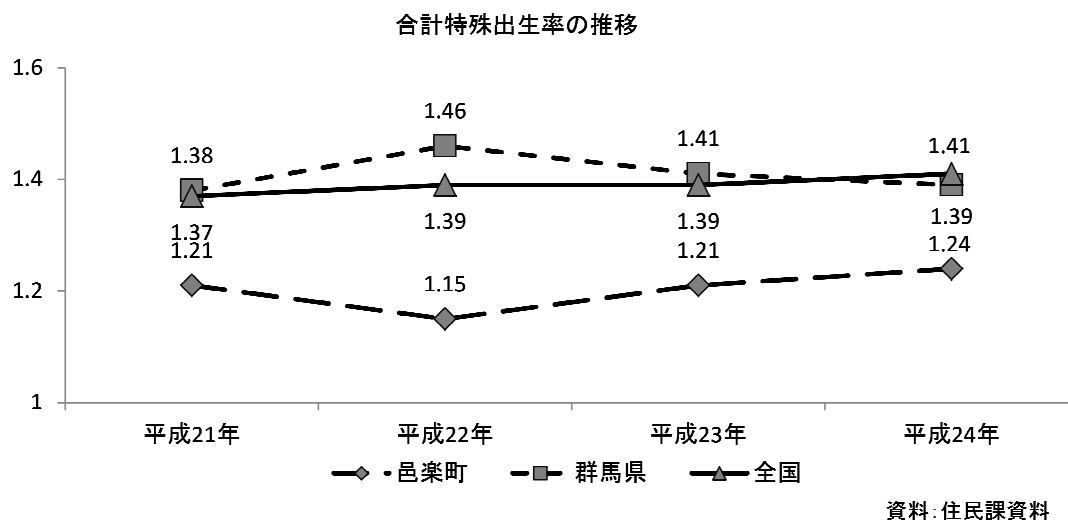
出生数は、平成 25 年が 159 人、出生率は 5.8%となっており、平成 24 年には増加しましたが、平成 21 年より減少傾向にあり、平成 21 年と比べると、出生数は 30 人、出生率は 1.0%減少しています。



%=人口 1,000 人当たりの率

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 24 年が 1.24 となっており、平成 22 年に減少し、平成 23 年より増加傾向にあり、平成 22 年と比べると、0.09 増加しています。
また、国や県と比べると、各年で低くなっています。

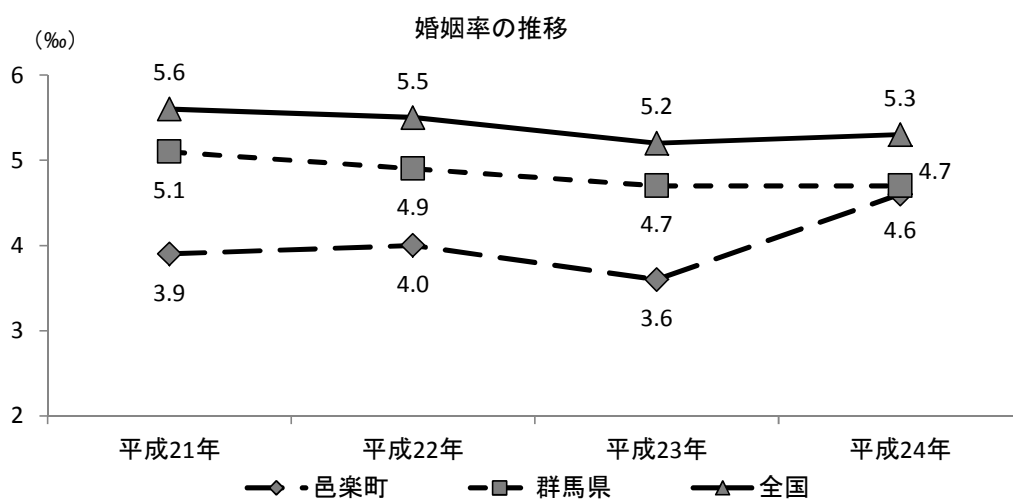


3. 婚姻・離婚等

(1) 婚姻率の推移

婚姻率は、平成24年が4.6%となっており、平成22年は増加し、平成23年は減少し、平成24年は増加し、増減を繰り返していますが、平成21年と比べると、0.7%増加しています。

また、国や県と比べると、各年で低くなっています。

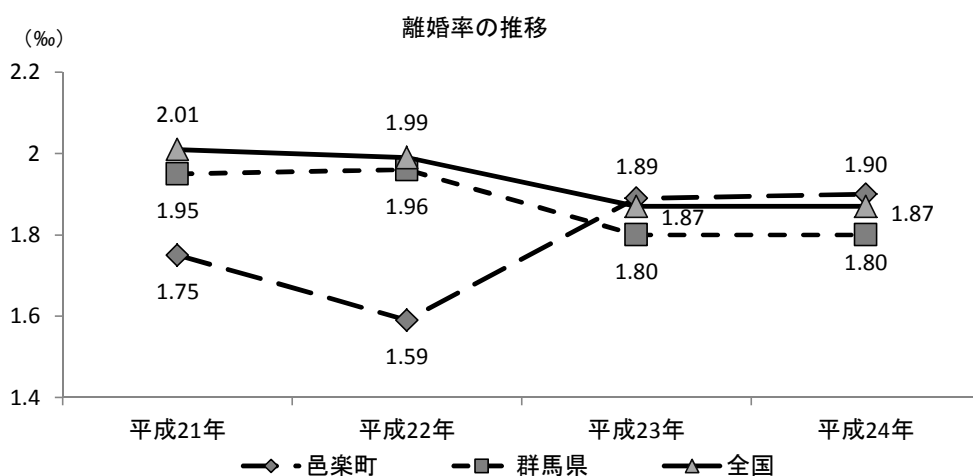


資料：住民課資料

(2) 離婚率の推移

離婚率は、平成24年が1.90%となっており、平成22年は減少し、平成23年より増加傾向にあり、平成22年と比べると、0.31%増加しています。

また、国や県と比べると、平成23年と平成24年で高くなっています。



資料：住民課資料

4. 子育て環境の状況

(1) 小学校児童数・学級数の推移

邑楽町には、公立の小学校が4校あります。

小学校児童数は、平成25年度が1,516人となっており、平成21年度と比べると、44人減少しています。

学級数は、平成25年度が63学級となっており、平成21年度と比べると、1学級減少しています。

小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（人、学級）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
中野小学校	児童数	475	463	465	458	458
	学級数	19	16	16	18	19
高島小学校	児童数	239	239	238	236	236
	学級数	12	12	12	13	11
長柄小学校	児童数	487	493	489	457	477
	学級数	19	20	20	20	20
中野東小学校	児童数	359	349	356	342	345
	学級数	14	14	14	13	13
合計	児童数	1,560	1,544	1,548	1,493	1,516
	学級数	64	62	62	64	63

学年別児童数・学級数（平成26年5月1日現在）（人、学級）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	内特学	計
中野小学校	児童数	78	68	72	85	77	80	7	460
	学級数	3	3	2	3	2	2	2	15
高島小学校	児童数	40	37	40	31	42	36	2	226
	学級数	2	2	2	1	2	1	1	10
長柄小学校	児童数	79	80	69	76	78	83	6	465
	学級数	3	3	2	3	2	3	2	16
中野東小学校	児童数	44	50	57	60	50	59	4	320
	学級数	2	2	2	2	2	2	1	12
合計	児童数	241	235	238	252	247	258	19	1,471
	学級数	10	10	8	9	8	8	12	53

資料：学校教育課資料

(2) 中学校生徒数・学級数の推移

邑楽町には、公立の中学校が2校あります。

中学校生徒数は、平成25年度が762人となっており、平成23年度まで減少し、平成24年度は増加し、平成25年度は減少し、増減を繰り返していますが、平成21年度と比べると、46人減少しています。

学級数は、平成25年度が26学級となっており、平成21年度と比べると、1学級増加しています。

中学校生徒数、学級数の推移（各年5月1日現在）（人、学級）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
邑楽中学校	生徒数	548	535	525	534	504
	学級数	16	16	16	18	16
邑楽南中学校	生徒数	260	249	253	247	258
	学級数	9	9	9	9	10
合計	生徒数	808	784	778	781	762
	学級数	25	25	25	27	26

学年別生徒数・学級数（平成26年5月1日現在）（人、学級）

		1年生	2年生	3年生	内特学	計
邑楽中学校	生徒数	188	153	185	15	526
	学級数	6	4	5	1	15
邑楽南中学校	生徒数	83	82	85	2	250
	学級数	3	3	3	1	9
合計	生徒数	271	235	270	17	776
	学級数	9	7	8	2	24

資料：学校教育課資料

(3)保育園の状況

邑楽町には、保育園が4園あり、公立が3園、私立が1園となっています。

全体の定員数は、370人となっていますが、平成25年の入園児童数は411人となっており、平成22年は減少し、平成23年より増加傾向にあり、平成22年と比べると、4人増加しています。

保育園の概要と利用状況（平成26年4月1日現在）（人）

名称	公立・私立	開所年	対象年齢	定員	保育時間 (延長保育含む)
中央保育園	公立	昭和46年	0歳から	90	7:30~18:30
南保育園	公立	昭和48年	0歳から	100	7:30~18:30
北保育園	公立	昭和50年	1歳から	90	7:30~18:30
風の子保育園	私立	昭和54年	0歳から	90	7:00~19:00
合計				370	

年度別入園児童者数（各年4月1日現在）（人）

名称	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中央保育園	107	105	104	104	105
南保育園	107	107	107	107	105
北保育園	99	95	100	100	90
風の子保育園	118	100	108	108	111
合計	431	407	419	419	411

資料：子ども支援課資料

(4)幼稚園の状況

邑楽町には、幼稚園が3園あり、公立が3園となっています。

全体の定員数は、540人となっていますが、平成25年の入園児童数は319人となっており、入園率は59.0%となっています。また、入園児童数は、減少傾向にあり、平成21年と比べると、52人減少しています。

幼稚園の概要と利用状況（平成26年5月1日現在）（人、％）

名称	公立・私立	定員	入園児数	入園率	利用者数内訳		
					3歳	4歳	5歳
中野幼稚園	公立	270	154	57.0%	49	53	52
高島幼稚園	公立	90	43	47.8%	10	18	15
長柄幼稚園	公立	180	92	51.1%	23	34	35
合計		540	289	53.5%	82	105	102

年度別入園児数（各年5月1日現在）（人）

名称	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中野幼稚園	191	196	171	173	163
高島幼稚園	64	50	51	48	51
長柄幼稚園	116	103	110	97	105
合計	371	349	332	318	319

資料：子ども支援課資料

(5)学童保育の状況

邑楽町には、学童保育が7施設あります。

1日平均利用者数は、平成25年が239.6人となっており、平成22年は減少し、平成23年より増加傾向にあり、平成22年と比べると、63.6人増加しています。

学童保育施設の所在地

名 称	所在地
南児童館	邑楽町大字篠塚 1411-8
北児童館	邑楽町大字藤川 371
中央児童館	邑楽町大字中野 3052
東児童館	邑楽町大字中野 5073
学童保育所ポランの広場	邑楽町大字中野 4602
学童保育所くらかげ広場	邑楽町大字篠塚 1277-1
学童保育所いちばんぼし	邑楽町大字中野 2204-1

利用児童数の推移（1日平均利用者数）（人）

名 称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
南児童館	9.5	5.9	7.0	6.4	3.2	1.6	33.6
北児童館	9.4	11.2	9.3	5.6	4.6	4.1	44.2
中央児童館	1.5	8.6	14.0	12.4	9.6	3.5	49.6
東児童館	6.9	10.8	10.6	4.5	3.9	1.7	38.4
学童保育所ポランの広場	3.0	5.0	4.0	0.0	7.0	1.0	20.0
学童保育所くらかげ広場	5.0	4.0	2.0	3.0	5.0	1.0	20.0
学童保育所いちばんぼし	14.0	15.0	5.0	1.0	3.0	1.0	39.0
合計	49.3	60.5	51.9	32.9	36.3	13.9	244.8

利用児童数の推移（1日平均利用者数）（人）

名 称	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
南児童館	36.0	31.0	42.0	45.0	41.4
北児童館	34.0	23.0	36.0	38.0	42.4
中央児童館	54.0	40.0	52.0	52.0	47.4
東児童館	52.0	35.0	42.0	38.0	40.4
学童保育所ポランの広場	24.0	26.0	26.0	22.0	24.0
学童保育所くらかげ広場	23.0	21.0	21.0	20.0	20.0
学童保育所いちばんぼし				24.0	24.0
合計	223.0	176.0	219.0	239.0	239.6

資料：子ども支援課資料

(5)母子保健事業の状況

①母子訪問事業

母子訪問事業では、妊産婦、乳児（内新生児）、幼児を対象に実施しており、実施状況は以下のとおりです。

平成 24・25 年度母子訪問事業の状況（人）

区分	年度	妊産婦	乳児（内新生児）	幼児	計
初 回	平成 24 年度	167	172 (164)	85	424
	平成 25 年度	150	152 (128)	69	371
延 べ	平成 24 年度	171	176 (166)	89	436
	平成 25 年度	151	155 (129)	72	378

資料：健康福祉課 保健センター資料

②乳幼児健診・相談事業

乳幼児健診・相談事業では、各種健診や相談事業を実施しています。受診率では、健診は 95%を超えています、相談は、一部を除き 95%以下となっています。

平成 24・25 年度乳幼児健診・相談事業の状況

区 分	年度	対象者 (人)	受診者(人) (初回・延)	受診率 (%)	健 診 結 果 区 分 (人)			
					異常なし	既医療	要観察	要医療
4 か月 児健診	平成 24 年度	169	170・170	100.6	156	6	4	4
	平成 25 年度	167	166・166	99.4	152	10	0	4
8 か月 児健診	平成 24 年度	172	172・173	100	145	12	6	9
	平成 25 年度	179	180・185	100.6	156	11	8	5
1 歳 6 か月 児健診	平成 24 年度	180	182・196	101.1	157	12	12	1
	平成 25 年度	180	174・183	96.7	153	9	11	1
2 歳児 歯科健診	平成 24 年度	165	165・165	100	136	6	23	0
	平成 25 年度	196	199・199	101.5	180	5	14	0
3 歳児 健診	平成 24 年度	212	207・209	97.6	188	9	6	4
	平成 25 年度	178	186・190	104.5	164	9	10	1
離乳食 相談	平成 24 年度	356	291	81.7	290	0	1	0
	平成 25 年度	329	310	94.2	308	0	2	0
幼児健康 相談	平成 24 年度	17	15	88.2	0	0	13	2
	平成 25 年度	14	13	92.9	1	0	11	1
ことばの 相談	平成 24 年度	31	29	93.5	8	0	13	8
	平成 25 年度	33	32	97	2	0	17	13

資料：健康福祉課 保健センター資料

(6) 予防接種の状況

予防接種は、7つ実施しており、対象者、接種率は、以下のとおりです。

平成 25 年度予防接種の接種状況

予防接種名	接種回数	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)
ヒブ	1 回目	189	180	95.2
	2 回目	189	160	84.7
	3 回目	189	174	92.1
	追加	215	200	93.0
小児用肺炎球菌	1 回目	189	186	98.4
	2 回目	189	164	86.8
	3 回目	189	168	88.9
	追加	189	159	84.1
4 種混合	1 回目	176	160	90.9
	2 回目	176	164	93.2
	3 回目	176	166	94.3
	追加	37	22	59.5
2 種混合	2 期	280	251	89.6
BCG		146	143	97.9
麻しん・風しん混合	1 期	195	180	92.3
	2 期	241	228	94.6
4 種混合	1 期初回 1 回目	182	224	123.1
	1 期初回 2 回目	182	231	126.9
	1 期追加	220	308	140.0
	2 期	256	170	66.4

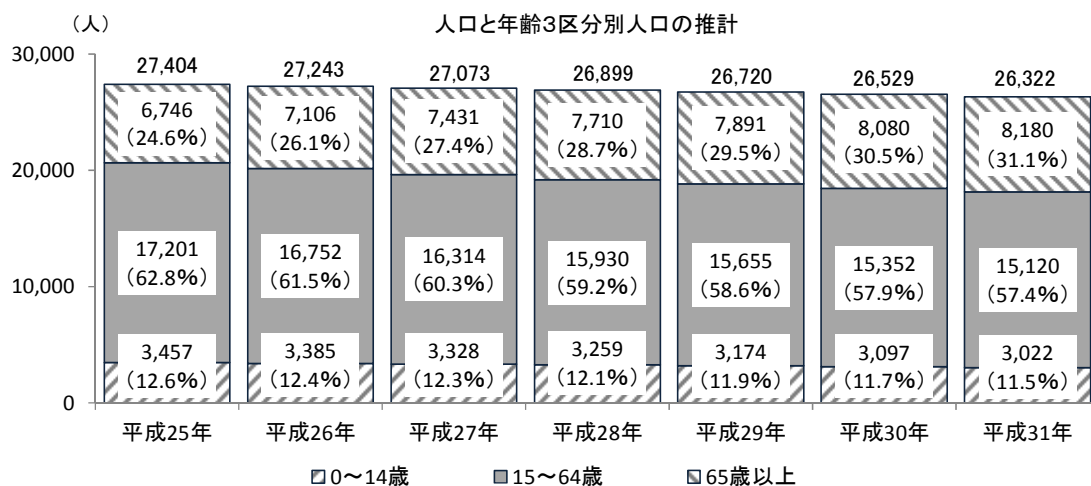
資料：保険年金課 保健センター資料

5. 将来人口の推計

(1)人口と年齢3区分別人口の推計

コーホート（センサス）変化率法による人口推計の結果によると、平成31年の総人口が26,322人、0～14歳の年少人口が3,022人となり、年少人口割合は平成25年の12.6%から11.5%に減少すると想定されます。

また、子どもの人口は、平成31年の「0～5歳」の人口が1,040人と推計され、平成25年と比較すると123人の減少、「6～11歳」の人口が1,257人と推計され、平成25年と比較すると265人の減少となり、減少傾向で推移すると想定されます。



(注)平成25年は実績値

資料:住民基本台帳

(注) コーホート（センサス）変化率法とは

「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。今回の人口推計では、住民基本台帳の平成21年から平成25年の1年ごとに、人口を男女別・年齢別（1歳ごと）に区分し、センサス変化率を用いたコーホート法により、人口を推計し、基礎フレームとしています。

児童数の推計（人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	166	164	161	159	157	154	151
1 歳	181	174	172	169	167	165	161
2 歳	192	187	180	178	175	173	171
3 歳	196	199	194	187	185	182	180
4 歳	201	202	205	200	192	190	187
5 歳	227	201	202	205	200	192	190
6 歳	255	230	204	204	208	203	195
7 歳	224	257	232	206	206	210	205
8 歳	249	225	258	233	207	207	211
9 歳	258	250	226	259	234	208	208
10 歳	263	256	248	224	257	232	206
11 歳	273	262	256	248	224	257	232
0～5 歳	1,163	1,127	1,114	1,098	1,076	1,056	1,040
6～11 歳	1,522	1,480	1,424	1,374	1,336	1,317	1,257
合計	2,685	2,607	2,538	2,472	2,412	2,373	2,297

（注）平成 25 年は実績値

資料：住民基本台帳

6. アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本町では、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える地域社会の形成を目指し、「邑楽町次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、さまざまな子育て支援に関する取り組みを進めています。

このたび、平成 27 年度から新しい子ども・子育て支援制度による「子ども・子育て支援事業計画」が始まることを受けて、住民の皆様が子ども・子育てについて日頃考えていることや利用したいサービスなどを把握するため、アンケートを実施しました。

② 調査の方法

	就学前児童調査	就学児童（小学生）調査
調査対象者	小学校就学前の児童を無作為抽出	小学校の生徒を無作為抽出
調査対象者数	600 件	400 件
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査実施期間	平成 26 年 1 月 22 日（水）～ 2 月 3 日（月）	

③ 回収状況

調査名	発送数	回収数	回収率
就学前児童調査	600 件	344 件	57.3%
就学児童（小学生）調査	400 件	210 件	52.5%

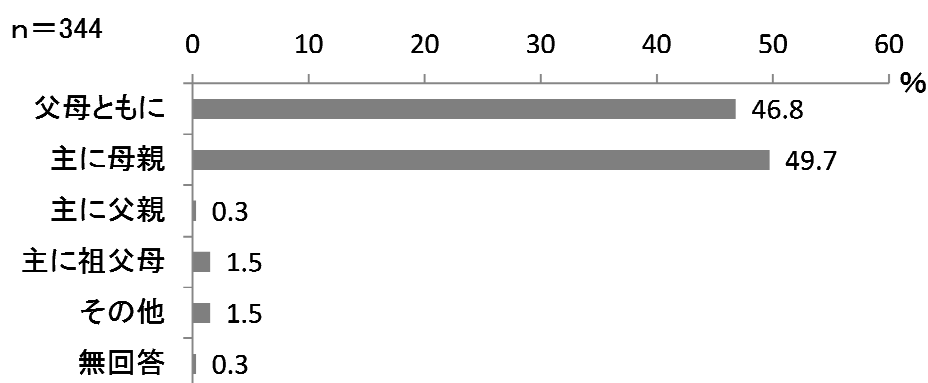
(2)調査結果の概要

① お子さんをご家族の状況について

【子育て（教育を含む）を主に行っている方】

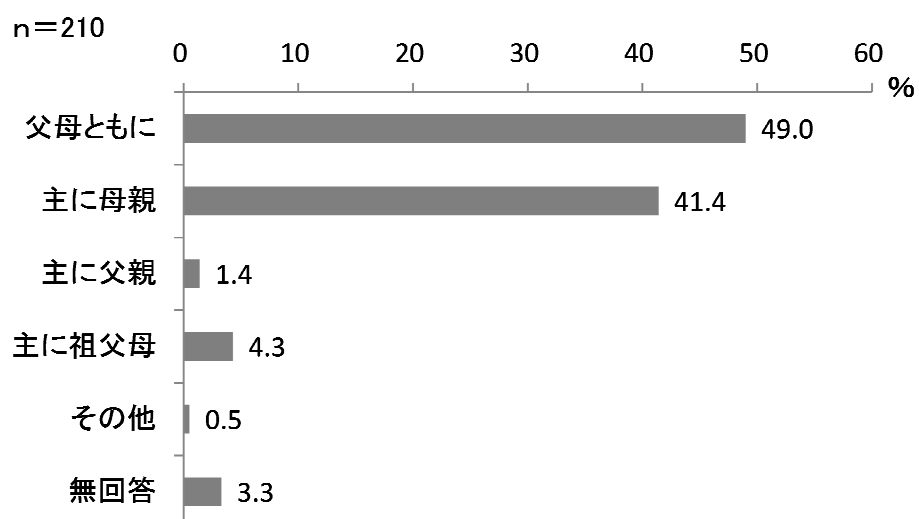
〔就学前児童〕

子育てを主に行っているのは、「主に母親」が49.7%と最も多く、次いで、「父母ともに」が46.8%などとなっています。



〔小学生〕

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が49.0%と最も多く、次いで、「主に母親」が41.4%などとなっています。

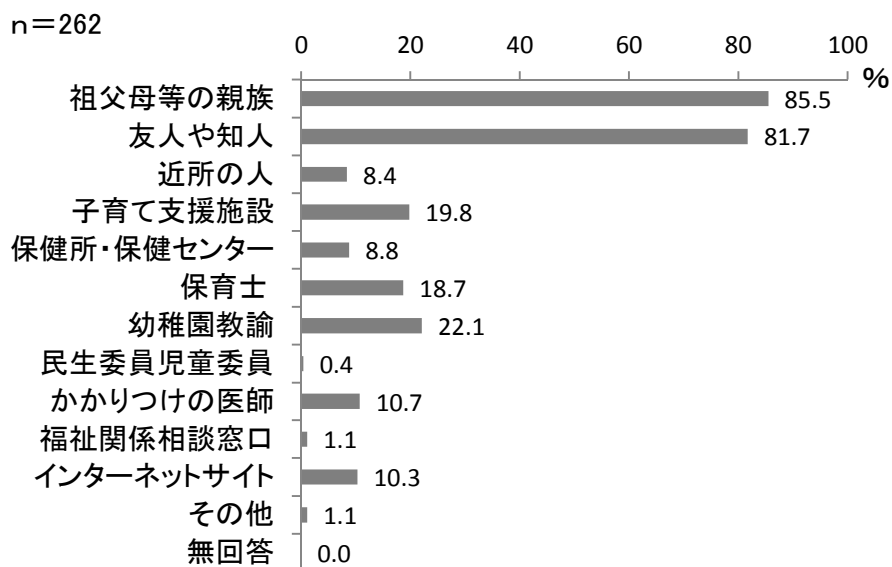


② 子どもの育ちをめぐる環境について

【子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先】

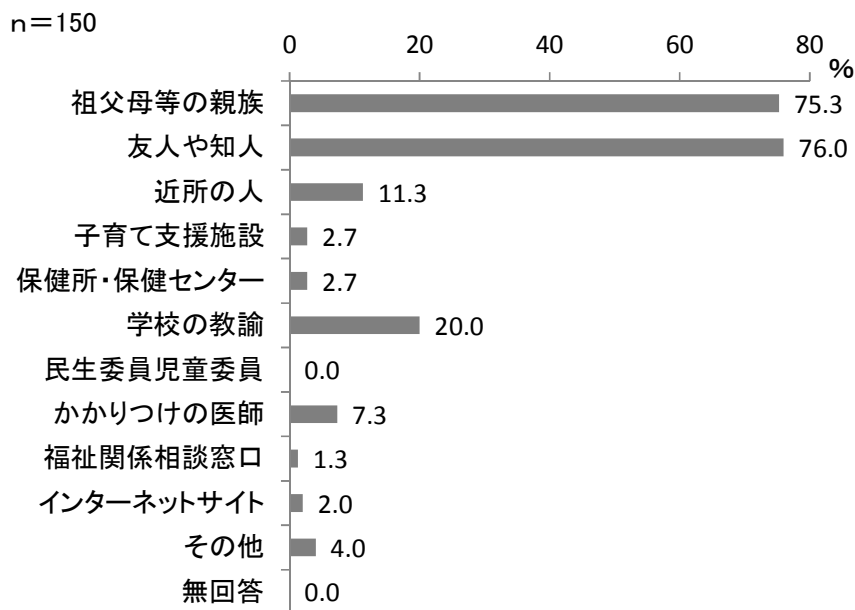
〔就学前児童〕

子育てをする上での相談できる先は、「祖父母等の親族」が85.5%と最も多く、次いで、「友人や知人」が81.7%、「幼稚園教諭」が22.1%などとなっています。



〔小学生〕

子育てをする上での相談できる先は、「友人や知人」が76.0%と最も多く、次いで、「祖父母等の親族」が75.3%、「学校の教諭」が20.0%などとなっています。

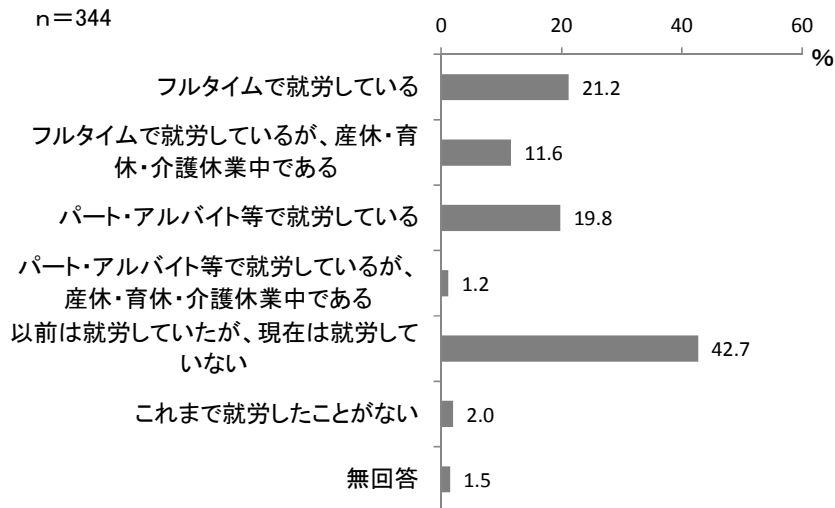


③ 保護者の就労状況について

【母親の就労状況】

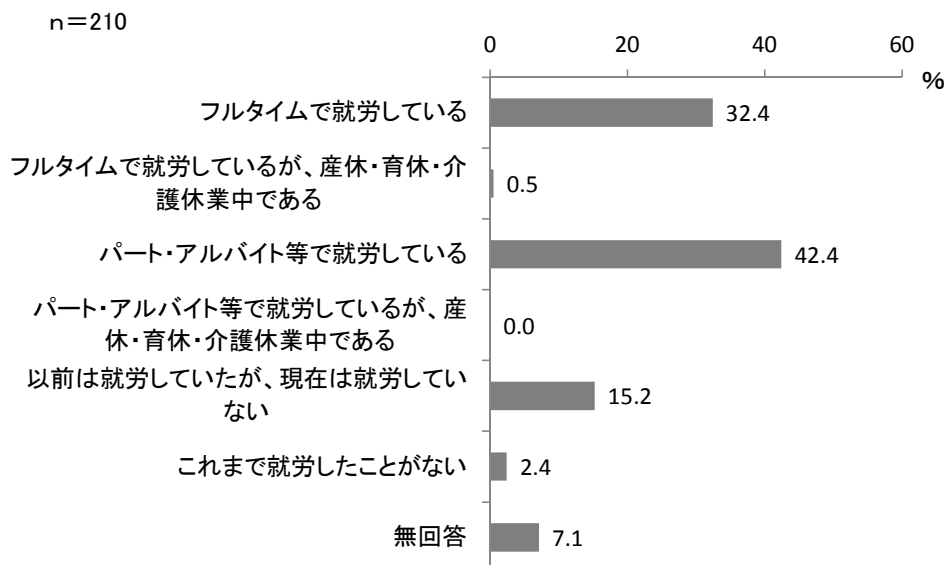
〔就学前児童〕

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が42.7%と最も多く、次いで、「フルタイムで就労している」が21.2%、「パート・アルバイト等で就労している」が19.8%などとなっています。



〔小学生〕

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労している」が42.4%と最も多く、次いで、「フルタイムで就労している」が32.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.2%などとなっています。

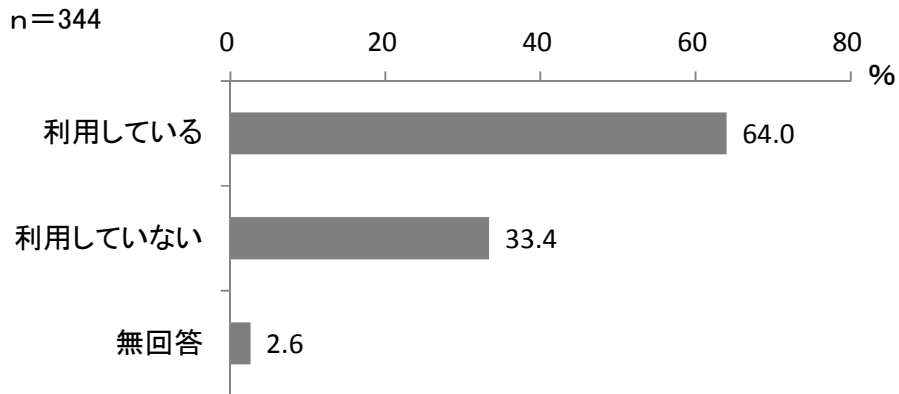


④ 平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用状況について

【定期的な幼稚園や保育園の利用状況】

〔就学前児童〕

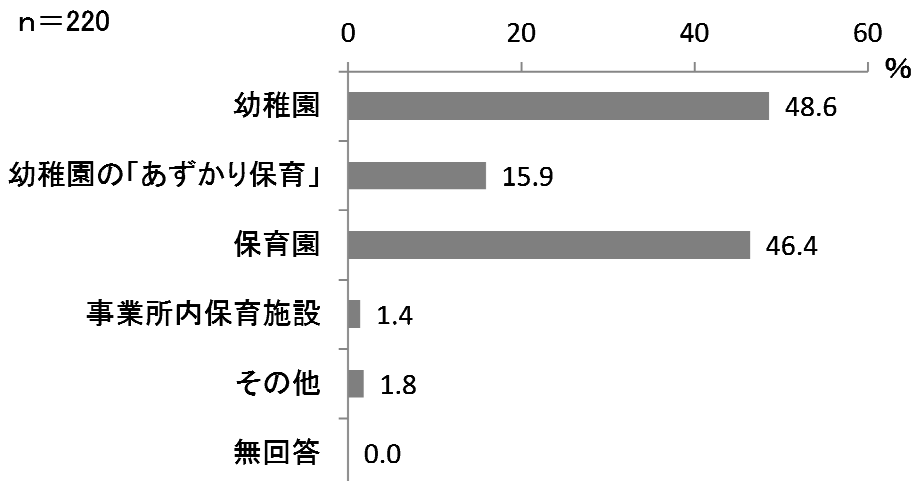
定期的な幼稚園や保育園の利用状況は、「利用している」が64.0%、「利用していない」は33.4%となっています。



【定期的に利用している事業】

〔就学前児童〕

利用している事業は、「幼稚園」が48.6%と最も多く、次いで、「保育園」が46.4%、「幼稚園の「あずかり保育」」が15.9%などとなっています。

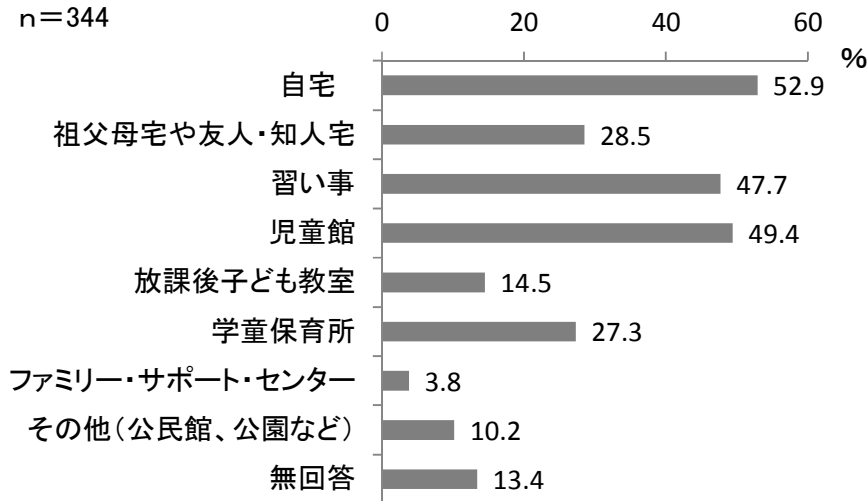


⑤ 放課後の過ごし方について

【お子さんが1～3年生の間に放課後過ごさせたい場所】

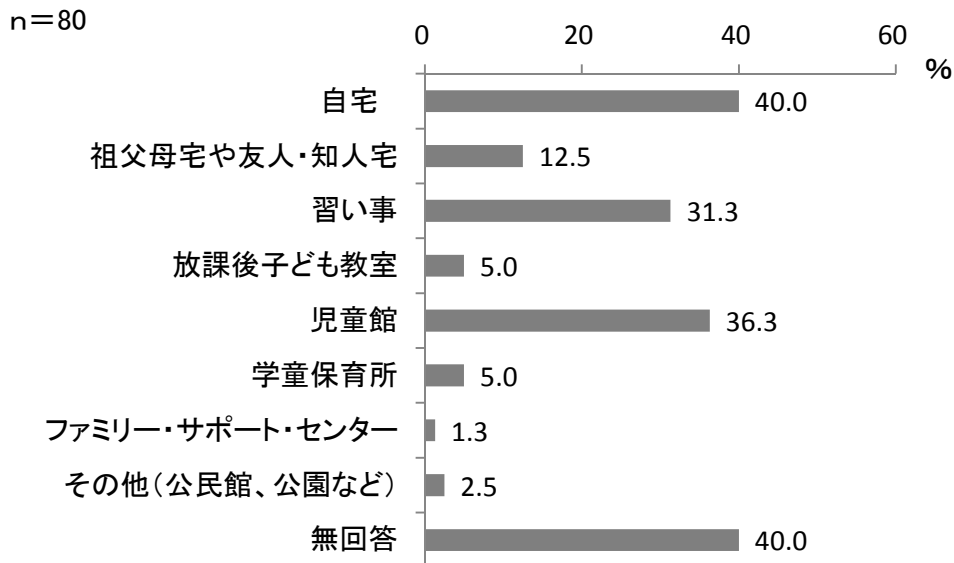
〔就学前児童〕

低学年の間に、放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が52.9%と最も多く、次いで、「児童館」が49.4%、「習い事」が47.7%などとなっています。



〔小学生〕

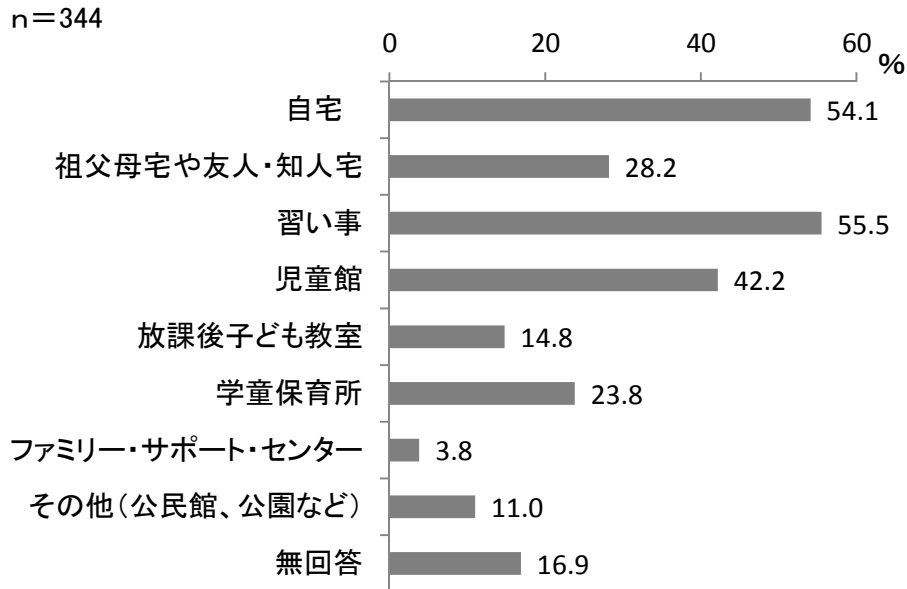
低学年の間に、放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が40.0%と最も多く、次いで、「児童館」が36.3%、「習い事」が31.3%などとなっています。



【お子さんが4～6年生の間に放課後過ごさせたい場所】

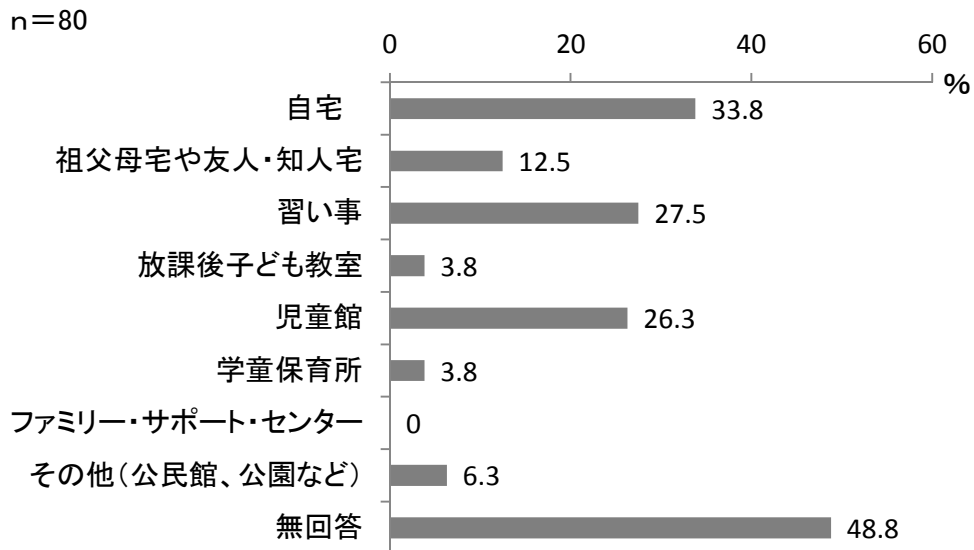
〔就学前児童〕

高学年間に、放課後過ごさせたい場所は、「習い事」が55.5%と最も多く、次いで、「自宅」が54.1%、「児童館」が42.2%などとなっています。



〔小学生〕

高学年間に、放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が33.8%と最も多く、次いで、「習い事」が27.5%、「児童館」が26.3%などとなっています。



⑥ 自由意見

〔就学前児童〕

【地域における子育て支援】
<input type="checkbox"/> 保育園で土曜日の午後も預かってほしい。
<input type="checkbox"/> 幼稚園のあずかり保育を 17 時迄にしてほしい。
<input type="checkbox"/> 春・夏・冬・GW・年末などに仕事出来るように保育を実施してほしい。
<input type="checkbox"/> 3 ヶ月未満の子どもが利用（参加）できる場所などがほしい。
<input type="checkbox"/> もっと気軽に、かつ安心して、学童も預かってもらえる体制がほしい。
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センターがほしい。
<input type="checkbox"/> 第 3 子以降の保育料を無料にしてほしい。
<input type="checkbox"/> 小学校の長期休暇（夏休み等）の児童館の開始時間を 7：30 にしてほしい。
<input type="checkbox"/> こども園には不安があります。
<input type="checkbox"/> こども園のようなものが邑楽にもあればと思います。
<input type="checkbox"/> 保育園入園を希望しているすべての人が入園できる環境づくりを望みます。
<input type="checkbox"/> 子育てに対するサービスの内容をわかりやすく示してほしい。
【母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進】
<input type="checkbox"/> 予防接種を無料化してほしい。
<input type="checkbox"/> 小児科が少ない
<input type="checkbox"/> 妊娠中の医療費を支給してほしい。
【子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備】
<input type="checkbox"/> 子育て教室の開催、父親向けの子育て支援もしてほしい。
<input type="checkbox"/> 学校と保育園、幼稚園、児童館の情報を共有してほしい。
<input type="checkbox"/> 公立幼稚園でも学力指導があると良い。
<input type="checkbox"/> 子どもの習い事やスポーツ団体等をまとめて紹介してくれるとよい。
【子育てを支援する生活環境の整備】
<input type="checkbox"/> 子どもたちが楽しめる公園を作してほしい。
【職業生活と家庭生活との両立の推進】
<input type="checkbox"/> 再就職への不安も大きいので、保育園への入園のハードルはもっと下げてほしい。
<input type="checkbox"/> 育休後、復帰日が確定している人については、確実に保育所へ入れる決まり等あれば、女性がもっと安心して働ける。
【子どもの安全の確保】
<input type="checkbox"/> 子どもが小学校へ通う通学路の安全性において不安があります。
【要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進】
<input type="checkbox"/> 障害を持つお子さんに関して、邑楽町は保守的で閉鎖的な印象があります。
【その他】
<input type="checkbox"/> 邑楽町は子育てしやすい町だと思います。

〔小学生〕

【地域における子育て支援】
<input type="checkbox"/> きちんと保育をしてくれる学童保育所の充実をお願いしたい。
<input type="checkbox"/> 親の考え方や生活習慣の見直し、礼儀を親に向けて発信する必要があります。
<input type="checkbox"/> 無料で利用できる児童館があるため、とても助かっています。
<input type="checkbox"/> 児童館で、実習のような体験、習い事をさせてほしい。
<input type="checkbox"/> 病児保育や日曜日の預け先などを検討いただきたい。
<input type="checkbox"/> 「ファミリー・サポート・センター」を皆に知ってもらう事が重要である。
<input type="checkbox"/> 児童館の開園（館）を出来れば8：00にしてほしい。
<input type="checkbox"/> 児童館の終了時間を6：00にしてほしい。
<input type="checkbox"/> 子育てを充実させるためにも安心してあずけられる場所が必要だと思う。
【母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進】
<input type="checkbox"/> 悩んでいる親もいると思うので、気軽に相談できる環境がほしい。
【子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備】
<input type="checkbox"/> 他市と比べると教育の面で支援の違いを感じる。
<input type="checkbox"/> 図書館の休みが多いので開館日を増やしてほしい。
<input type="checkbox"/> 中学校へ行くと、部活動での親の負担が多すぎる。
<input type="checkbox"/> 学校の校庭で遊ぶことができるとよい。
【子育てを支援する生活環境の整備】
<input type="checkbox"/> 子どもたちが安全に塾や習い事まで到着できる交通網を構築してほしい。
<input type="checkbox"/> 若い世代が住みやすくなるような環境にしてほしい。
<input type="checkbox"/> 遊具のある公園がもっとあるとよい。
【職業生活と家庭生活との両立の推進】
<input type="checkbox"/> 気軽に利用できるサポートセンターがあれば、育児と仕事の両立ができる。
<input type="checkbox"/> フルタイムで働くには、子どもの放課後の過ごし方、安全面等についても心配がある。
【子どもの安全の確保】
<input type="checkbox"/> 道路の街灯が少なく子ども達が帰宅する際暗く危ない。
【その他】
<input type="checkbox"/> 大人の都合の良い制度ではなく、本当に子どもの為となる制度になってほしい。
<input type="checkbox"/> 邑楽町は子育てしやすい町だと思います。
<input type="checkbox"/> もっとわかりやすく簡単なアンケートにしてもらいたい。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育ては、地域社会の未来の担い手を育成することであり、また、子どもたちの健やかな成長に向けては、親だけではなく、地域社会のすべての人がともに力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

次世代育成支援行動計画では、次代を担う子どもたちが豊かな自然の中で心身ともに健やかに成長できるよう、地域、事業所、行政が一体となって、子どもたちを応援していくため、様々な施策を展開してきました。しかしながら、人口の減少、少子高齢化などの社会的な傾向に大きな変動はありません。そのため、今後も子育て支援の施策を実施していく必要があるということには変わりありません。

そこで、基本理念は、邑楽町の子育てに関する方向性を示すものであり、目指すべき子育て支援の姿となるため、次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲し、発展させるために、以下のように定めます。

【基本理念】

子どもが育つ

親が育つ

地域が育つ

邑楽町

2. 基本的視点

本町では、次世代育成支援行動計画に基づいて、総合的な子育て支援策を推進してきました。本計画では、次世代育成支援行動計画の考え方を継承し、策定及び事業の実施にあたっては、次の9つの視点を基本として推進します。

基本的な視点 1	子どもの視点
子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの命や発達を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。そのために、男女が協力して子育てを行える環境づくりを行い、子どもたちが安心して健やかに育つよう社会全体で支援します。	

基本的な視点 2	次代の親づくりという視点
子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。	

基本的な視点 3	サービス利用者の視点
核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このような多様なニーズに対応できるように、利用者の視点に立ち、柔軟な取り組みを進めます。	

基本的な視点 4	社会全体による支援の視点
家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組みます。	

基本的な視点 5	仕事と生活の調和の実現の視点
仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組みます。	

基本的な視点 6	すべての子どもと家庭への支援の視点
<p>社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分な対応ができるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育てにおける孤立化等も含め、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。</p>	

基本的な視点 7	地域における社会資源の効果的な活用の視点
<p>地域においてはNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体等が活躍しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。また、学校施設、公民館、児童福祉施設等の各種公共施設もあります。こうした様々な社会資源と連携を図る（社会資源同士の連携も含む）取り組みを進めます。</p>	

基本的な視点 8	サービスの質の視点
<p>利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。サービスの質を評価し向上させるため、人材の資質向上とともに情報公開を推進します。</p>	

基本的な視点 9	地域特性の視点
<p>地域における人口構造や産業構造、社会資源の状況等、地域の特性を生かした主体的な取り組みを進めます。</p>	

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標 1	地域における子育て支援
<p>人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。</p> <p>すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援サービスの充実 ・集団生活の中での実体験に基づいた保育の実施 ・子育て支援のネットワークづくり ・児童の健全育成 ・子育て家庭に対する経済的支援

基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進
<p>安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療（福祉医療・情報提供等）の充実を進めていきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや母親の健康の確保 ・「食育」の推進 ・子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実 ・小児医療（福祉医療・情報提供等）の充実

基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備
<p>家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより教育・保育施設・学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の親の育成 ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ・家庭や地域の教育力の向上 ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備
<p>公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な公営住宅や地域の居住環境の整備を進めていきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅及び居住環境の確保 ・安全な道路交通環境の整備 ・安心して外出できる環境の整備

基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進等
<p>共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、女性が仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。</p> <p>事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標 6	子どもの安全の確保
<p>子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
<p>ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族などへの支援等、子育て支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。また、障がい児及びその家族に対しても、複数の支援の中から子どもにあった環境を選ぶことができるよう推進していきます。</p>	
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 ・母子家庭等の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実

4. 施策体系

基本目標に基づいた施策の体系は、次のとおりです。

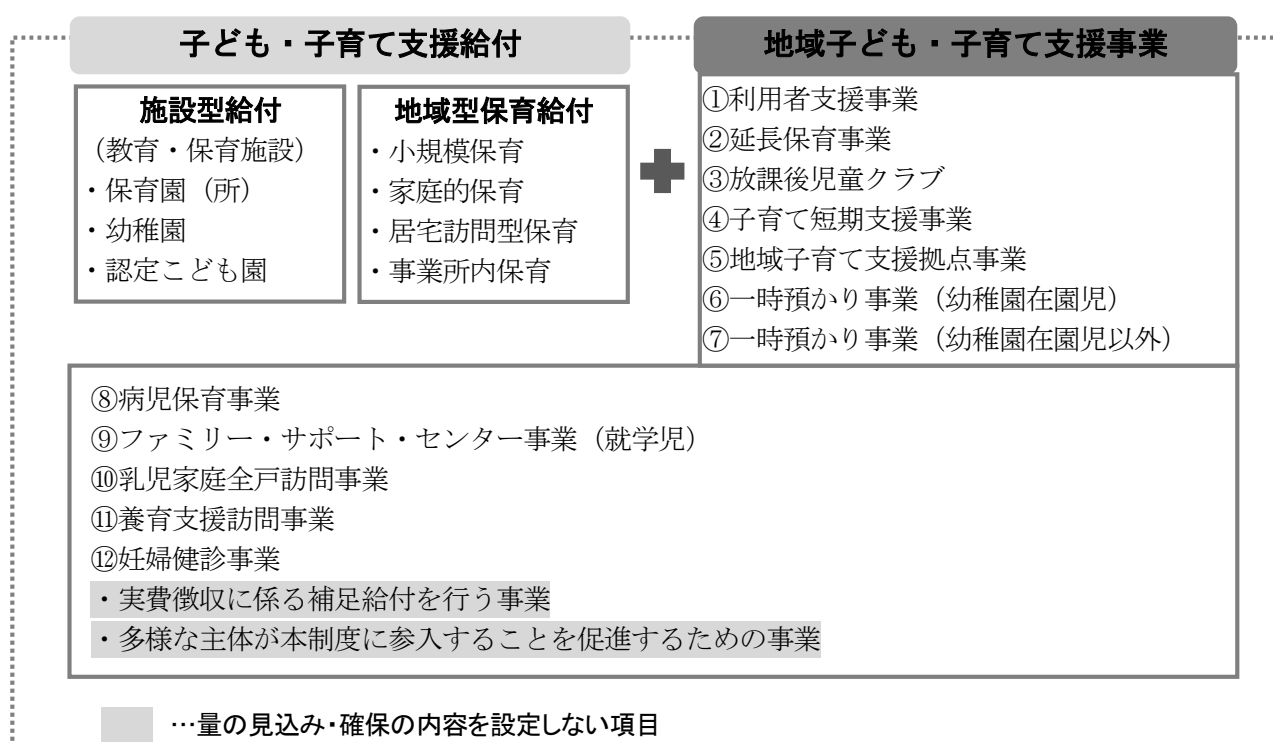
基本目標		基本施策	
I	地域における子育て支援	1	地域における子育て支援サービスの充実
		2	保育サービスの充実
		3	子育て支援のネットワークづくり
		4	児童の健全育成
		5	子育て家庭に対する経済的支援
II	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進	1	子どもや母親の健康の確保
		2	「食育」の推進
		3	子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実
		4	小児医療（福祉医療・情報提供等）の充実
III	子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	1	次代の親の育成
		2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		3	家庭や地域の教育力の向上
		4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
IV	子育てを支援する生活環境の整備	1	良質な住宅及び居住環境の確保
		2	安全な道路交通環境の整備
		3	安心して外出できる環境の整備
V	職業生活と家庭生活との両立の推進等	1	仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
		2	仕事と子育ての両立のための基盤整備
VI	子どもの安全の確保	1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
VII	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	1	児童虐待防止対策の充実
		2	母子家庭等の自立支援の推進
		3	障がい児施策の充実

第4章 子ども・子育て環境の整備

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3-5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3-5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0-2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

2. 教育・保育の提供区域の設定

■ 提供区域の設定と考え方

- 国の考え方を踏まえ、全町で1つの提供区域とします。

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

3. 幼児期の学校教育・保育

子ども・子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況を踏まえ、学校教育・保育を提供することとなります。

【施設型給付】

- ・ 保 育 園 : 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する事業
- ・ 幼 稚 園 : 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業
- ・ 認定こども園 : 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設

【地域型保育給付】

- ・ 小規模保育 : 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
- ・ 家庭的保育 : 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
- ・ 居宅訪問型保育 : 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- ・ 事業所内保育 : 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

【量の見込と確保の内容】

■保育

単位(人/年)

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		250	45	135	250	45	140	250	45	140
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	250	30	130	265	45	140	265	45	140
	地域型保育事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	-15	-5	15	0	0	15	0	0

		平成30年度			平成31年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		250	45	140	250	45	140
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	265	45	140	265	45	140
	地域型保育事 業	0	0	0	0	0	0
②-①		15	0	0	15	0	0

■教育

単位(人/年)

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)		300	50	350	290	60	350	280	70	350
②確保の内 容	幼稚園・ 認定こども園	480	60	540	440	100	540	440	100	540
②-①		180	10	190	150	40	190	160	30	190

		平成30年度			平成31年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)		270	70	340	270	70	340
②確保の内 容	幼稚園・ 認定こども園	440	100	540	440	100	540
②-①		170	30	200	170	30	200

■ 提供体制と確保策の考え方

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果・人口推計等から必要な量の見込みを算出しています。
- 保育については、平成 26 年度現在、(公立保育所 3 園、私立保育所 1 園) の提供体制があり、定員が 370 名となっています。
- 保育の提供体制については、現状の認可保育所の整備により、量の見込みに対応した提供体制の確保に努めます。
- また、多様化する保育ニーズへ対応するため、利用者ニーズを把握しながら、定員の弾力化などで対応するとともに、認可保育所による定員増や各種の保育事業との連携を図り、増加する未満児保育や一時保育等への対応を進めます。
※具体的な施策として、平成 28 年度までに北保育園の改築を行い、現在実施されていない 0 歳児保育への対応を行うとともに、定員の見直しを行います。
- 教育については、平成 26 年度現在、定員 540 名(公立幼稚園 3 園)となっており、提供体制としています。
※具体的な施策として、公立幼稚園 3 園については、あずかり保育の拡充を図り、2 号認定に該当する保育ニーズのある児童に対しても対応できるよう整備を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた事業です。町民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(単位:か所)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1	1	2	2	2
②確保の内容	1	1	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

利用者支援事業については、平成28年度に本格的な実施ができるよう、平成27年度より準備を進めていきます。

量の見込と確保内容は、同様のサービス（窓口相談業務や子育て支援センターでの相談業務）の数字を参考に記載していますが、今後の利用者のニーズの動向を鑑みながら随時検討していきます。

②延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	420	420	420	420	420
②確保の内容	420	420	420	420	420
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	4	4	4	4	4

■ 提供体制、確保策の考え方

平成26年度現在、4か所で実施しており、今後の見込量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

③放課後児童クラブ

小学生児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、児童館や学童保育所等で、放課後に適切な遊びや生活の場を保障し、児童の健全育成を図る事業です。

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	低学年	170	170	170	170	170
	高学年	80	80	80	80	80
	計	250	250	250	250	250
②確保の内容		250	250	250	250	250
②-①		0	0	0	0	0
実施か所数		7	7	7	7	7

■ 提供体制、確保策の考え方

平成26年度現在、7か所で実施しており、適切な提供体制の確保に努めます。

また、放課後児童クラブ事業は多様なサービス主体がありますので、それぞれにおいて児童の処遇や、サービスの確保が図られるようにします。

④子育て短期支援事業

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

(単位:人日/年)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

子育て短期支援事業は、現在実施されていない事業ですが、利用者のニーズの動向や実施方法の確保により、実施について検討していきます。

⑤地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターなどにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

(単位:人回/月)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
②確保の内容(か所)	3	3	3	3	3

■ 提供体制、確保策の考え方

平成26年度現在、3か所で実施しており、利用者のニーズに応えながら、より利用しやすい運営形態及び提供体制の確保に努めます。

量の見込について、平成26年度までの実績を踏まえ、利用者の増加が見込まれるものとして記載しました。

⑥一時預かり事業（幼稚園在園児）

保護者が仕事、疾病、行事等の理由により、家庭において保育することが困難となった幼児を、昼間幼稚園において預かりを行う事業です。

(単位:人日/年)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	1号認定の利用	273	269	262	256	253
	2号認定の利用	6,573	9,500	9,500	9,500	9,500
②確保の内容		7,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②-①		154	231	238	244	247

■ 提供体制、確保策の考え方

平成26年度現在、3か所で実施しており、共働きの幼稚園利用の家庭が今後も一定数見込まれることから、さらなる提供体制の確保に努めます。

※具体的な施策として、あずかり保育の拡充を図り、2号認定に該当する保育ニーズのある児童に対しても対応できるよう整備を行います。

⑦一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

保護者が仕事、疾病、行事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育所その他において一時的な預かりを行う事業です。

（単位：人日/年）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込		200	200	200	200	200
②確保の内容	一時預かり事業	200	200	200	200	200
	ファミリーサポート事業	0	0	50	50	50
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	計	200	200	250	250	250
②-①		0	0	50	50	50

■ 提供体制、確保策の考え方

平成 26 年度現在、保育所による一時保育を 2 か所で実施していますが、今後の新たなニーズに対応することを含め、提供体制の確保に努めます。

ファミリー・サポート事業についても、今後の北保育園の整備に伴い、利用者のニーズの動向を踏まえ平成 29 年度から実施を予定しています。

⑧病児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

（単位：人日/年）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込		50	50	50	50	50
②確保の内容	病児保育事業	50	50	50	50	50
	ファミリーサポート事業 (病児対応型)	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

平成 26 年度より館林市との協定に基づき、事業を実施しています。今後も利用者数の状況により、提供体制の確保に努めます。

⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（単位：人日/週）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業（就学児）は、現在実施されていない事業ですが、利用者のニーズの動向により、実施について検討していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅においての様々な不安や悩みを聞き、子育て支援をするために保健師、助産師等が訪問しています。

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	161	159	157	154	151
②確保の内容	161	159	157	154	151
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

保健師などが訪問しており、今後の見込量に対する提供体制は確保できている状況です。

⑪養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

養育支援訪問事業は、現状の状況により、必要に応じ対応します。

⑫妊婦健診事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	161	159	157	154	151
②確保の内容	161	159	157	154	151
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制、確保策の考え方

妊娠届をした妊婦に対して、妊娠中の母と子の一貫した健康管理を行うため、実施しており、提供体制は確保しています。

5. 放課後の活動支援(放課後子ども総合プラン)

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの取り組みを一層充実していきます。

該当事業

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や学童保育所等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。
- 2 放課後子ども教室
子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

◇平成 31 年度までの整備計画

		平成 26 年 4 月 1 日現在	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童 クラブ	低学年 (人)	165	170	170	170	170	170
	高学年 (人)	86	80	80	80	80	80
	合計 (か所)	7	7	7	7	7	7
放課後子ども教室 (か所)		1	1	1	2	2	2
一体型の学童保育クラブ及び 放課後子ども教室 (か所)		0					

■ 今後の考え方

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施に関する検討を進める場として、生涯学習課や学校教育課と子ども支援課が連携し提供体制を確保します。
- 放課後子ども教室については、希望する学校区を調査、把握し連携を図りながら実施に向けて計画的な整備を推進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施については、学校・地域の要望に応じて検討していきます。
- 余裕教室の活用については、状況を把握しながら、可能な範囲で取り組みます。

第5章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援

基本施策①:地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
放課後児童対策	放課後、保護者の就労等により家庭が留守となる小学生を中心とした児童に安心・安全に過ごせる場を提供します。	子ども支援課
放課後児童対策の充実	老朽化していた中央児童館を改築しました。今後も施設の安全性や快適性の改善のために、計画的な整備を検討していきます。また、児童館に館長を配置するなど、職員体制の充実も図っていきます。	子ども支援課
ふれあい保育の充実	邑楽町在住の幼稚園や保育所に入園前の子どもとその母親(保護者)を対象に、子育て支援センターを開設し、親子で一緒にふれあいながら楽しく遊び、子育ての喜びや悩みを語り合える仲間作りの場を提供します。	子ども支援課
幼稚園施設開放	2歳児とその保護者を対象に、幼稚園の施設を開放し、園の生活に親しみを持たせるとともに保護者同士の交流、子育て相談の場を提供します。	子ども支援課
幼稚園一時預かり保育	幼稚園に入園している幼児を対象に保護者の就労、病気等による保育困難家庭を援助するため、預かり保育を充実します。	子ども支援課
子育てひろば	2歳児とその保護者を対象に、家庭や地域での教育力を向上していくために、子育てについての情報やアドバイスの提供と保護者同士の交流の場を提供します。	生涯学習課
図書クラブ	子育てひろばの親子を対象にして家庭教育に関する本、読み聞かせなど、町図書館から借り受け「子育てひろば」で貸出ししています。	生涯学習課
図書館奉仕事業	乳幼児とその保護者を対象に、読み聞かせを通じて、図書館資料の紹介や親と子のふれあいを促します。	生涯学習課
町ホームページの充実	町のホームページに子育てや子育てサービスに関するサイトの設置を図ります。	企画課
各種事業の啓発	町の子育てに関する取り組みや支援サービス事業について、あらゆる機会を通じて啓発を行います。	子ども支援課
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や、必要に応じ相談助言等を行います。	子ども支援課
幼児こころの相談	心身の発達に関しフォローの必要な幼児を対象に、臨床心理士による個別相談や支援を行います。	健康福祉課
適応指導教室	不登校傾向の子どもとその保護者の相談にのったり、学習支援を行います。	学校教育課

基本施策②:保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
幼稚園・保育所及び小学校との交流促進	幼稚園・保育所及び小学校児童の相互交流を促進します。また、教職員や保育士の情報交換会や研修会を開催するなど、指導者等の交流も促進します。	子ども支援課 学校教育課
指導者(保育者)の資質向上	各種研修の実施や参加により、幼稚園教諭や保育士等の子育てについての知識資質や保育技術の普及及び技術の向上を図ります。	子ども支援課
保育所の改築及び機能の充実	老朽化している北保育園の改築を実施します。また、その際に多様な保育サービスを提供できる保育所としての整備を検討していきます。	子ども支援課
子育て関連施設の改善・整備	老朽化していた中央児童館及び長柄幼稚園並びに高島幼稚園の改築を実施しました。また、老朽化している北保育園の改築を実施します。なお、その他の施設についても、安全性や快適性の面での改善を行っていきます。	子ども支援課
長時間保育	0歳児～5歳児を対象に、保護者が安心して就業出来るよう長時間保育を実施します。	子ども支援課
0歳児保育	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、0歳児保育の拡充を図ります。現在実施されていない北保育園についても、改築に伴い実施します。	子ども支援課
一時預かり保育(保育園)	日頃家庭保育を行っている就学前児童を対象に、保育者が病気や冠婚葬祭などで保育が困難になった場合、一時的に保育を実施します。	子ども支援課
幼保一元化の検討	児童数の減少と保護者の子育てニーズから、幼稚園・保育所の一元化の検討を進めます。	子ども支援課
病児・病後児保育	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、病気等で集団保育が困難な児童を、専用施設で一時的にお預かりします。	子ども支援課
預かり保育(幼稚園)	幼稚園に入園している幼児を対象に保護者の就労、病気等による保育困難家庭の援助するため、預かり保育を充実します。	子ども支援課

基本施策③:子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	担当課
子育て活動の情報提供	町広報誌やホームページ、相談窓口、公民館、児童館等での子育て活動に関する情報を提供します。	子ども支援課
ボランティアネットワークの形成	子育てに関する多様なボランティアの育成とネットワークの形成を支援し、子育てのしやすい環境づくりを図ります。	子ども支援課 健康福祉課 生涯学習課
関係機関のネットワークづくり	関係各課で実施している各種相談事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する情報提供を目指します。	全庁
地域世代間交流会	年代の違う子育て中の母親等を対象に、餅つきや手遊び会などの交流事業を行います。	生涯学習課

基本施策④:児童の健全育成

事業名	事業内容	担当課
邑楽町上毛かるた大会	小学生、中学生を対象に、上毛かるたで競技を行うとともに、郷土への知識と愛情を深め青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
子ども八木節教室	小学生を対象に、郷土芸能八木節の練習を通して、地域の人たちとの交流を促します。	生涯学習課
芸術文化事業の充実	すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、文化祭や自主文化事業の充実に努めます。	生涯学習課
芸術・文化団体の育成と支援	芸術・文化の振興と生きがいつくりのため、団体の育成と支援に努めます。	生涯学習課
郷土芸能の保存と育成	郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の創造活動等について支援します。	生涯学習課
少年教育講座事業(子ども体験教室)	小学生を対象に、町内の有志の皆さんの指導による子ども体験教室を行います。	生涯学習課
おもしろ科学教室	小学生を対象に、日常生活の中の科学への興味を育成する教室を開催します。	生涯学習課
おうらヤングフェスティバル	ヤングプラザにて、舞台発表、作品展示、スポーツ交流、フリーマーケットなどを開催します。	生涯学習課
邑楽町青少年健全育成推進大会	町内で活躍している青少年と青少年育成団体の活動事例を紹介し、町の青少年健全育成の一層の促進を図ります。	生涯学習課
移動図書館	移動図書館による学校巡回・団体貸出・司書による学校指導を通して、本に親しむ機会の充実に努めます。	生涯学習課
児童館	児童の自主性を重んじ、健全な遊びを通して、個別的集団的に指導し、健康の増進と情操豊かに育つよう援助を行います。	子ども支援課
児童館での保護者ネットワークの形成	児童館活動を介してネットワークづくりを進め、悩み等の解決の場とします。	子ども支援課
青少年育成指導者の養成	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。	生涯学習課
ジュニアリーダー養成研修会の開催	ジュニアリーダー養成研修会を開催し、レクリエーション大会や子ども会等の指導者の養成を図ります。	生涯学習課
邑楽町ジュニアリーダーキャンプ	小学5年生～中学3年生で野外活動に取り組む意欲のある者を対象に、野外活動・レクリエーションを通じて地域の異年齢集団との連携・協力を深めます。また、仲間づくりの方法・環境保護の大切さ・野外活動の経験や技能の習得等を目指し自主的・創造的且つ実践的リーダーとなり得る青少年を育成します。	生涯学習課
山びこ(あいさつ一声)運動	毎月16日、各学校の校門に民生児童委員・青少推委員等が行ってあいさつ運動を行います。	健康福祉課 生涯学習課 安全安心課
ドッジビー大会	町内の小学校の男女を対象に、スポーツを通じて正しい社会観と健全な心身を培うとともに、相互の友情を深め、健全な児童・生徒を育成します。	生涯学習課
子どもまつり	高校生や社会人リーダー(邑楽町レクリエーションリーダーズクラブ)が主催する子どもまつりを行い、集団での遊びや野外活動の楽しさを子どもたちに伝えていきます。	生涯学習課
いじめ防止子ども会議	小・中・高校生による会議を行い、いじめの防止について自主的に考える場を提供します。	学校教育課

基本施策⑤:子育て家庭に対する経済的支援

事業名	事業内容	担当課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当を支給します。	子ども支援課
災害遺児手当	生計の中心者が交通事故等により死亡または重度障がいの状態になったとき、児童が15歳になるまでその保護者に対して支給します。	子ども支援課
第3子出産祝い金	邑楽町に6ヶ月以上在住する者を対象に、新たに第3子以上の子を出産した場合祝い金の支給に努めます。	子ども支援課
準要保護	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童保護者の援助を行います。	学校教育課
就園奨励費	経済的理由により、就学前教育を受けることが困難な児童、及び、多子世帯保護者の援助を行います。	子ども支援課
多子軽減	保育料や給食費について、多子世帯保護者の援助を行います。	子ども支援課 学校教育課

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

基本施策①:子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
新生児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後2か月以内に保健師が全戸訪問することにより、児の健康状態の把握と母親の育児不安の軽減や虐待予防を図ります。また、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対し早期から関わり、適切なサービス提供につなげます。	健康福祉課
妊婦委託健康診査	妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を発行し、妊娠の状態を的確に把握し、経済的条件等により、健康診査が受けられない人がいないよう努めます。また、妊娠中の異常の早期発見や胎児の健康状態の把握に努めます。	健康福祉課
邑楽町特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微受精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は、極めて少ないと医師に診断された婚姻後2年以上の戸籍上の夫婦で1年以上町内に住所を有する者を対象に、特定不妊治療費の一部を助成し、経済的軽減を図り、少子化を抑制します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	妊娠届出者に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理や出産後の母子保健サービス・母子健康手帳の活用方法を指導します。また、妊婦の健康相談を行い不安の軽減に努めます。	健康福祉課
乳児健診	乳児期の4か月児健診、8か月児健診で発達・発育の確認や疾病の早期の発見を図り、早期治療を促します。また、育児の相談を通して不安の軽減や育児支援に努めます。同時に母親の健康相談も行います。	健康福祉課
幼児健診	1歳6か月児、2歳児、3歳児で発達、発育の確認や疾病の早期発見を行い、早期治療、療育を促します。食生活、生活習慣の自立を促し、育児の相談を通して不安の軽減を図り、育児支援に努めます。また、歯科健診を実施し、希望者にフッ素塗布を行いむし歯予防に努めます。同時に母親の健康相談も行います。	健康福祉課
相談・指導機会の充実	保健センター等での相談や指導機会の充実を図り、出産や育児のための教室を開催します。	健康福祉課

基本施策②:「食育」の推進

事業名	事業内容	担当課
前期・後期離乳食相談	4か月児～7か月児(前期)・8か月児～12か月児(後期)を対象に、昨今の育児環境、食事環境の変化に伴い、子ども達が心身ともに健やかに育つよう各月の月齢に合わせて離乳食を作り、指導を行います。	健康福祉課
「食育」の推進	保育園の園児を対象とし食物についての絵本や紙芝居を行います。また、その保護者を対象に、おたよりやレシピ等で情報を提供し、また親子で楽しむ食育プログラムで親子食育教室を開催し食育の推進を図ります。	健康福祉課
幼小中生を対象とした「給食訪問」等の実施	栄養教諭等による正しい食習慣や食品の主な働きなどをテーマに給食訪問等を実施します。	学校教育課
わくわく農業体験	小学生を対象に、野菜の栽培を通し農業・食べ物について学びます。	生涯学習課

基本施策③:子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実

事業名	事業内容	担当課
思春期健康保健教育	学校と連携をとりながら、たばこ・酒類・薬物乱用等の健康障害教育や情報提供を行います。	学校教育課
家庭・学校でのきめ細やかな見守りの推進	家庭と学校が連携し思春期の子どもの生活習慣、行動をきめ細やかに見守り、問題の未然防止、発生初期の適切な対応を講じます。	学校教育課
地域での児童生徒声かけ運動	地域社会と児童・生徒が交流することによって児童・生徒の社会性を向上し、いじめ等の防止と、地域での児童の安全を図ります。	学校教育課
児童の家庭訪問	いじめ、不登校になっている児童の家庭に学校職員、民生委員、児童福祉関係者が訪問し、相談等に対して積極的な対応を行います。	学校教育課 健康福祉課
子どもの人権や権利の啓発	町広報誌等によって、子どもの人権や権利の啓発を行います。	住民課
子どもの権利等に関する相談窓口の充実	子どもの人権や権利に関する相談窓口等の充実を図ります。	住民課
生涯スポーツ指導者の養成	スポーツ指導者の各種講習会への参加により、指導者資格の取得促進を図ります。	生涯学習課
スポーツ教室事業	保育園・幼稚園・小学生・中学生を対象に、各種教室を開催し、継続クラブの結成を促し、スポーツの場を提供します。	生涯学習課
生涯スポーツ教室・講習会の開催	親子を対象とした生涯スポーツ教室等の開催により、個々に応じた基礎を培い、健康と体力の増進を図ります。	生涯学習課
スポーツ団体の育成・支援及び情報提供の充実	体育協会・スポーツ少年団の育成・支援及び情報提供の充実を図ります。	生涯学習課
相談・指導体制の充実	各種スポーツ指導者の登録を整備し、スポーツ相談体制の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の推進	スポーツを通して、青少年の体と健全な心を養い、互いに研磨し合う環境を育てるためのスポーツ少年団活動を推進します。	生涯学習課

基本施策④:小児医療の充実

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給 (子ども)	中学校卒業までの児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。	住民課
小児医療に関する情報提供	町広報誌、町ホームページ等での小児医療に関する情報提供を行います。また、小児医療適正受診の啓発も図っていきます。	健康福祉課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

基本施策①:次代の親の育成

事業名	事業内容	担当課
思春期における乳幼児とのふれあい体験学習	中学生を対象に乳幼児とふれあい、子どもへの理解を深めます。また、乳幼児を持つ保護者に育児についての話を聞くことにより、命の尊さを理解し、母性、父性の育成を図ります。	健康福祉課
幼稚園・保育所での小・中高生の交流実施	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、幼稚園・保育所に受け入れ、一緒に遊び、生活をする中でふれあい交流を実施します。	子ども支援課
福祉施設訪問による体験活動の推進	各教科・領域の特質を生かしながら、福祉体験活動を推進します。	学校教育課

基本施策②:子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業内容	担当課
学習指導方法改善	ティームティーチングの充実、外部からの指導者の受け入れ、インターネットの活用など、個々の児童・生徒の実態に応じたきめの細やかな学習指導方法を工夫します。	学校教育課
国際理解教育の推進	英語教育の充実、中学生海外派遣事業の検討、小学校での英語に親しむ学習の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童・生徒を育成します。 また、グローバルな子どもの育成に向けて、各小中学校へのALT配置を継続します。	学校教育課
情報教育の推進	コンピューター活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報技術（IT）の進展に対応できる能力と態度を育成します。 特に、セキュリティポリシーやスマートフォンの安全な使い方についての指導の推進を図ります。	学校教育課
環境教育の推進	環境への理解を深め、環境を大切にする姿勢を育て、より良い環境の創造のために主体的に行動できる児童・生徒を育成します。	学校教育課
福祉教育の推進	福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を育成します。	学校教育課
進路指導の充実	自らの生き方を主体的に考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で進路を選択することができるように、指導を充実します。	学校教育課
命の講座	専門家による具体的な講話を聞き、命を大切にする子どもを育成し、親子のよりよい関係を再構築する機会を醸成します。	学校教育課

基本施策③:家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当課
保護者との懇談会	幼稚園・保育園入所の保護者を対象に、個別懇談会、グループ懇談会、保育参観、連絡帳等を通して、子どもの発達や育児の相談を行います。	子ども支援課
両親学級	全妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識をビデオや実習を通して普及し、母性及び父性の意識の育成を図り、仲間作りの場を提供します。	健康福祉課
放課後子ども教室推進事業	高島小学校子ども支援隊を結成し、高島小学校を活動拠点に放課後子ども教室を実施し、文化活動やスポーツ体験、及び地域住民との交流活動を推進します。	生涯学習課
子育てサークル育成支援	子育て広場修了者の自主サークル化を支援し子育て家庭同士の交流の促進、保護者のストレス解消、支え合い助け合う温かな地域社会づくりを進めます。	生涯学習課
P T Aによる地域交流イベント「まつりんピック」	小学生1年生～6年生と地域の人々を対象に、年1回秋(隔年)にP T A主催でスポーツやゲームを行い、地域交流を実施することにより児童の健全育成を図ります。	学校教育課
ファミリースキー教室	スキーを通じて家族同士の交流を図ります。	生涯学習課
ブックスタート	健康センターで行われる8か月児健診時に、絵本の読み聞かせを行いながら絵本をプレゼントし、乳児と保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作っていきます。	生涯学習課

基本施策④:子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成事業	学校の春・夏・冬休み期間中に青少推によるパトロールを実施し、青少年対策に関する住民の啓発、青少年問題に関する調査研修を行い、青少年の健全育成と安全を図ります。	生涯学習課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策①:良質な住宅及び居住環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公営住宅管理事業	住宅に困窮する人に対し、住宅を提供します。	都市建設課
環境の保全	子どもたちが安心して安全な生活ができる環境の保全を図ります。	安全安心課

基本施策②:安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課
町道整備事業（交通安全施設整備事業）	交通弱者が安心して安全に移動できる交通安全施設(歩道等)の整備を推進します。	都市建設課

基本施策③:安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容	担当課
公共施設等での子ども仕様の推進	公共施設に子ども用トイレ、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置を進めます。	全庁
公園の安全で安心な整備	遊具の定期点検による不良箇所を修繕し、安心して遊べる遊具や場所の確保を図り、健康な体力づくりや社会への順応性を伸ばす安全で安心な憩いの場所の提供を行います。	都市建設課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本施策①:仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

事業名	事業内容	担当課
企業への啓発	労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、啓発講座を開催します。	商工振興課
女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進	労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進します。	商工振興課
一般事業主行動計画の支援について	企業の事業主が従業員の仕事と家庭の両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定する場合等に、必要に応じて情報提供を行います。また企業内保育園等の施設設置を計画する場合、県との調整を図ります。	子ども支援課
人権啓発活動推進事業	職場での男女差別や嫌がらせ・夫の暴力等、女性に対するさまざまな人権問題に対して、男女共同参画セミナー・講演会等を通して、男女共同参画社会についての意識や理解を図ります	住民課

基本施策②:仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	担当課
父親への育児啓発の推進	家庭教育等の講座を通し、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための、子育てセミナー等を開催します。	生涯学習課
企業に対する子育て支援の働きかけ	子どもが病気等になったときの有給休暇の取得や、育児休暇が取りやすい企業へ働きかけを行います。	商工振興課

基本目標6 子どもの安全の確保

基本施策①:子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	保育園・幼稚園児を対象に、交通安全教室を開催し、子ども達の交通事故の防止に努めます。	安全安心課
自転車教室	各小学校において自転車教室等の交通安全指導を行います。	安全安心課
自転車指導	各中学校において、自転車乗車時のヘルメット着用及び無灯火等の注意を呼びかけ、安全な運転について指導を行います。	安全安心課
交通安全施設整備事業	道路反射鏡等の道路交通安全施設を設置し、道路交通安全を図ります。	安全安心課
通学路の交通安全の推進	邑楽町通学路安全推進会議（学校・保護者・自治会等）が抽出した危険箇所について、行政（教委・道路管理・交通担当）が合同点検を行い、対策の検討・実施及び対策効果の把握・検証を行い、継続的に安全性の向上を図ります。	安全安心課

基本施策②:子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
防犯パトロール事業	小・中・高校生の下校時の安全確保と、地域住民の防犯を兼ねたパトロール等を実施します。	安全安心課
防犯灯設置	夜間の犯罪と事故防止のため防犯灯設置及びLED化を推進します。	安全安心課
防犯情報の提供	安全で安心なまちづくりのため、不審者や防犯情報を「おうらお知らせメール」で配信し、注意を促します。	安全安心課
児童安全の家の設置 「子供安全協力の家」	不審者等から声を掛けられたときに、逃げ込める家を町内会の協力と連携を通じて設置を図ります。	学校教育課
「おぜのかみさま」運動の推進	子どもたちをインターネット等による被害から守ることを目的とした「おぜのかみさま」運動の普及を推進し注意を促していきます。	生涯学習課

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本施策①:児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課
各種母子保健事業による早期発見・予防	診察時の身体状況の確認や親子関係の状況把握により、支援が必要な家庭の早期発見・対応を実施します。また、相談や情報交換の場としても活用します。早期に育児不安の解消を図り虐待の予防を図ります。	健康福祉課
保育所、幼稚園での対応の強化	保育所、幼稚園、小中学校での児童の見守りを通して、虐待の早期発見と関係機関と連携した対応を強化します。	子ども支援課 学校教育課
県等と連携した虐待防止のネットワークの強化	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うため、邑楽町要保護児童対策地域協議会を設置しました。これにより、関係機関の連携や支援体制の検討を図り、児童虐待防止等の強化に努め対応します。	子ども支援課

基本施策②:母子家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等に対し、その所得に応じ手当てを支給します。	子ども支援課
福祉医療費支給（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等の児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。	住民課
入学支度金補助	母子・父子家庭等の児童が小中高へ入学する際に支度金を補助します。	子ども支援課
民生児童委員等によるきめ細かな相談	民生児童委員等によって、母（父）子家庭へ訪問し、相談等の充実を図ります。	健康福祉課

基本施策③:障がい児施策の充実

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の実施	1才児～5才児の障がいがある児童と、健常児と一緒に生活することで刺激を受け成長し、また、健常児も理解や思いやりの気持ちが芽生えるよう調和を図ります。	健康福祉課
福祉医療費支給（重度心身障がい児）	重度心身障がい児が医療を受けた場合に保険診療の自己負担分を助成します。	住民課
特別児童扶養手当	心身に障がいがある児童を監護、養育している保護者に、障がいの程度に応じた手当を支給します。	子ども支援課
心身障がい児生活サポート	介護を行う保護者が一時的に介護できない場合、町登録介護者または県登録24時間対応サービスステーションがサポートを実施します。	健康福祉課
交流教育促進事業	通常学級児童・生徒と特別支援教育学級児童・生徒との交流促進による障がいへの理解や、思いやりのある人間の育成を図ります。	学校教育課
早期療育体制の充実	障がいがある乳幼児の早期発見と、療育体制の充実を図ります。	健康福祉課
レスパイトサービスの整備	障がいのある子どもをもつ親が必要なときに利用できる一時保護体制を確保し、保護者の生活の安定と在宅障がい児童の生活支援に努めます。	健康福祉課

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

(1) 計画の推進と進行管理

本計画の策定を機に、子どもの保護者、幼稚園・保育園関係者、子ども・子育て地域支援関係者、学識経験者等からなる「子ども・子育て会議」を設置し、保育サービスや子育て支援の充実など、行政の公的責任の継続と行政、地域、企業が連携した総合支援の推進を図ります。

また、事業計画の実施状況及び進捗等について検討・管理するものとします。

(2) 関係機関との連携

本計画は、教育・保育のみならず、保健、医療、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、全庁的な連絡・調整を図るとともに、児童相談所や保健所、警察など関係機関との連携を強化しながら、総合的な取り組みを行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画は、実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、随時必要な見直しを行います。

(4) PDCAサイクルの構築

邑楽町子ども・子育て支援計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、行政機関のみならず子育て当事者、子育て支援活動を行う団体等との実践が必要不可欠です。

町は、「邑楽町子ども・子育て支援計画PDCA (Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善)) サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを毎年点検・評価を行い、改善策を講じながら、PDCAサイクルを回し施策を推進します。

2. 町民との協働

(1)町民・諸団体との協働体制の推進

本計画の推進にあたっては、町民と行政の協働が重要です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、地域、町内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

(2)計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容については、広報紙やホームページ等により、広く町民に周知するとともに、実施状況について毎年度、公表していきます。

第7章 資料編

1. 邑楽町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、邑楽町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 幼稚園・保育園関係者
- (3) 子ども・子育て地域支援関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 邑楽町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属団体・役職名等	備 考
1	阿部 綾子	邑楽町立幼稚園PTA連合会長	子どもの保護者
2	岡田 美紗恵	邑楽町立保育園保護者会 連絡協議会	子どもの保護者
3	安部 幸宏	邑楽町小中学校PTA連合会	子どもの保護者
4	小島 正宏	邑楽町小中学校PTA連合会	子どもの保護者
5	紺野 尚久	邑楽町立長柄幼稚園園長	幼稚園保育園関係者
6	早川 陽子	風の子保育園園長	幼稚園保育園関係者
7	内田 雅行	主任児童委員	子ども・子育て地域支援者関係
8	佐藤 三矢子	なのはな園保護者	子ども・子育て地域支援者関係
9	手島 佐和子	NPO法人学童保育所 くらかけ広場指導員	子ども・子育て地域支援者関係
10	廣瀬 弥生	邑楽町子ども会育成会 連絡協議会 副会長	子ども・子育て地域支援者関係
11	福島 慶子	邑楽町立長柄小学校長	学識経験者
12	藤江 利久	邑楽町立邑楽南中学校長	学識経験者
13	半田 美千子	大泉保育福祉専門学校 講師	学識経験者
14	梅田 和助		公募による者
15	川島 功		公募による者

3. 子ども・子育て会議開催の経緯

回数	開催時期	内容
平成25年度 第1回	平成25年 12月18日(水)	○委嘱状交付 ○子ども・子育て会議について ○子ども・子育て支援ニーズ調査について
第2回	平成26年 3月27日(木)	○子育てに関するアンケート調査結果報告について
平成26年度 第1回	平成26年 8月11日(月)	○子ども・子育て支援新制度について ○保育・教育の職員配置基準について ○保育・教育の運営基準について
第2回	平成26年 11月12日(水)	○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について ○子ども・子育て支援事業計画について
第3回	平成27年 2月25日(水)	○邑楽町子ども・子育て支援事業計画について
第4回	平成27年 3月25日(水)	○邑楽町子ども・子育て支援事業計画について

邑楽町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

発行 平成27年3月

編集 邑楽町 子ども支援課
〒370-0692
邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
TEL : 0276-47-5023 (直通)
FAX : 0276-88-3247
